

## 資料

## 試訳・イタリア墓地埋葬法関係法令集

田 近 肇

## 【解 説】

## はじめに

本稿は、イタリアの墓地・埋葬に関連する法令の翻訳を行ったものである。従来、葬儀や墓地、埋葬といった問題が憲法学において取り上げられることは、ごく稀であった。しかしながら、おそらく、多くの日本人にとって、最も参加する機会が多い「宗教上の儀式・行事」とは葬式その他の法事であり、最も接することが多い「宗教的施設」というのはお墓だというのが現実であろう。そのような日本社会の現状からすれば、葬儀や墓地・埋葬の問題を等閑視した信教の自由論というのは、現実感がなく、説得力ももちえないように思われる。それゆえ、わが国の墓地埋葬法制と信教の自由との関係を考えるための基礎的な資料として、イタリアの関連法令の翻訳をした次第である。

さて、各国の墓地埋葬法制を紹介する著作としてはすでに、森 茂 氏の著書（本稿末尾に参考文献として記載）があり、同書には、イタリアの墓地埋葬法制の詳しい紹介も含まれている。しかし、同書によるイタリアの紹介は、誤訳・誤解が散見されるほか、2001年の地方分権改革以前の法令資料に依拠した記述になっているという憾みがある。そこで、地方分権改革以後の州による立法も含めて、改めて関連法令の翻訳を行った。その際、法令のテキストは、主として、参考文献として掲げた Sereno Scolaro 及び Mauro Parducci の著作の付録 CD-Rom にそれぞれ収録された法令集を参照した（ただし、ミラノ市条例については、ミラノ市ウェブサイトを参照した）。

とはいえ、イタリアの葬送慣習がわが国のそれとは異なっていることに加え、この分野の法令には医学、地質学等の専門用語が頻出することもあり、本稿にもまた、少なからず誤訳や誤解が含まれているかもしれない。本稿の標題に「試訳」と付したのはそのためであり、ご指摘・ご教示をいただければ幸いである。

## 1 イタリアにおける墓地埋葬法の歴史・体系

イタリアにおける近代的な墓地埋葬法制は、ナポレオンの時代に始まる。ナポレオンは、1804年にサン・クルー勅書（Editto di Saint Cloud）を発して、公衆衛生の観点から墓地は街の外に設けられるべき旨を定め、この勅書は、1806年には、当時彼の支配の下

にあったイタリアにもその適用が及ぶものとされた。

公衆衛生を理由とする墓地・埋葬の規律は、その後、統一イタリア王国にも引き継がれた。その最初の立法が公衆衛生法（1865年3月20日法律第2248号）であり、同法に基づいて公衆衛生法施行規則（1865年6月8日勅令第2322号）も制定され、これらの法令が定めていた規範は、現在でもイタリアにおける墓地埋葬法制の基礎となっている。

現行の公衆衛生法典（Testo unico delle leggi sanitarie. 1934年7月27日勅令第1265号）は、ファシズム時代に制定され、これに基づく死体取扱規則（Regolamento di polizia mortuaria）は、1942年の規則及び1975年の規則を経て、1990年9月10日共和国大統領令第285号によるものが現行の死体取扱規則となっている。このようにイタリアでは、墓地・埋葬の問題に関しては、長い間、国の法律及び規則で規律するというやり方がとられてきた（そして、その細則は、基礎自治体であるコムーネの条例によって定められた）。

そうした状況に大きな変化をもたらしたのが、2001年10月18日憲法的法律第3号による地方分権改革である。この改革によって、「健康の保護」は国と州（regione）との競合的立法事項であるとされ（憲法第117条3項）、その結果、墓地埋葬法は、「健康の保護」にかかわる問題として、州によって規律がなされるようになったのである。

そのような立法を最初に行ったのがロンバルディア州であり、同州では、2003年に「検死、葬送及び墓地の活動及び役務に関する諸規範」（2003年11月18日州法律第22号）が制定され、これを受けて、「葬送及び墓地の活動に関する規則」（2004年11月9日州規則第6号。以下、「州規則」と略記する）が定められている（ただし、2003年の州法律は、州衛生法典（2009年12月30日州法律第33号。以下、「州衛生法典」と略記する）に内容的に吸収されて、現在では廃止されている）。

以上、現在のイタリアの墓地埋葬法制の体系は、次のように要約することができる。まず、墓地・埋葬の問題に関しては州が立法権限を有し、各州はそれぞれ、州法律及び州規則を制定している。他方で、従来から存在していた国の公衆衛生法典及び死体取扱規則は、現在では、この問題に関する基本原則を決定したものであるという位置づけが与えられている（憲法第117条3項参照）。そして、各コムーネは、その条例によって州の法令の細則を定めている。

## 2 イタリアの葬法概観

イタリアにおける一般的な葬送は、次の通りである。人が死亡した場合、24時間以内に死亡確認が行われ、遺族が死亡届を戸籍官に提出する（2000年11月3日共和国大統領令第396号第72条ほか）。死亡から24時間が経過するまでは、生命の徴候の判定のため、死体は埋葬することができず（死体取扱規則第8条）、その間、死体は、自宅や病院の霊安室等に安置される（死体取扱規則第12条以下ほか参照）。死亡から24時間が経過すると、戸籍官が埋葬許可書を発行する（2000年大統領令第396号第74条ほか）。これが発行されると、死体は、棺に納められ、墓地まで搬送される。この霊柩搬送に関しては、衛生上の理由から、棺及び霊柩車について詳細に規格が定められている（死体取扱規則第

30条及び州規則第37条)。

多くの場合、葬儀は教会で行われる(1983年教会法典第1177条参照)。このため、死体は、自宅又は病院から墓地への搬送の途中に一旦教会に立ち寄る格好になるので、葬儀の実施は、法令上は、霊柩搬送の途上における「一時的安置 (sosta)」を認めるという形で表現されている(死体取扱規則第22条、州規則第38条及びミラノ市条例第7条の2第8項)。

さて、イタリアはカトリック教の信徒が圧倒的多数を占める国であり、カトリック教では伝統的には、埋葬という葬法がとられてきた(例えば、1917年の旧教会法典第1203条参照)。ここでいう「埋葬 (seppellimento)」の方法としては、土葬 (inumazione) と収蔵 (tumulazione) という2つの方法がありうる。

土葬とは、言うまでもなく、地面に墓穴を掘り、死体を埋めるという葬法である。イタリアの場合、土葬は、墓地内の専用の区画に、縦2.2メートル、横0.8メートル、深さ2メートル(成人の場合)の墓穴を掘り、死体を棺ごと埋めるというやり方がとられる(死体取扱規則第71条及び第72条並びに州規則第15条5項)。個々の土葬区画の使用期限は10年と定められている(死体取扱規則第58条1項、州規則第6条6項及びミラノ市条例第13条参照)。この期限が経過すると、当該区画は掘り起こされ、取り出された遺骨は、骨壺に納められて、共同納骨堂に安置される(死体取扱規則第82条及び第85条)。

他方で、収蔵とは、集合墓所・家族墳墓の内部に設けられた壁龕等に、死体の納められた棺を安置する葬法をいう(死体取扱規則第76条参照)。家族墳墓への収蔵の場合、死体が納められた金属製の棺がそのまま、墳墓内部の空間に、すでに安置されている棺の上に積み重ねられるようにして新たに安置され、コムーネが建造した集合墓所への収蔵の場合には、やはり金属製の棺に納められた死体が、壁面にコインロッカー状に穿たれた壁龕に安置される。家族墳墓の敷地・集合墓所の壁龕についても使用期限が定められており、ミラノ市の場合、家族墳墓の敷地使用権の期限は99年、集合墓所の使用権の期限は40年である(州規則第25条及びミラノ市条例第14条)。この使用権は更新されることがありうるが、更新がなされない場合、期限の経過後には、土葬の場合と同じように、棺が取り出され、遺骨は骨壺に納められて、共同納骨堂に安置される。

ところで、1963年の第二バチカン公会議で火葬が容認されてからは(1983年教会法典第1176条3項参照)、イタリアでも火葬が選択される例が増加している。近年では、火葬率は、イタリア全体では15%を超え、ロンバルディア州に限れば25%を超えると言われる。これは、イタリア社会の世俗化が進み、伝統的な葬法にこだわらない人が増えたことの表れでもあるが、火葬の方が、費用が安く済むことから、経済的な理由で火葬を選択する人が増えたからだと言われている。なお、火葬の後に残った遺灰は、選択されたところに従い、遺灰壺に入れて共同遺灰庫に納められ若しくは家族が自宅等で保管し又は墓地内の専用区画に散布(散骨)される。

### 3 公役務としての墓地の設置

イタリアでは、墓地はすべて、コムーネが設置・管理する公営墓地である。墓地の設置・運営は、コムーネの公役務であり（公衆衛生法典第337条1項及び死体取扱規則第49条1項）、コムーネは、その住民及びその領域内で死亡した者に対し墓地を提供するという法的な義務を負っている（死体取扱規則第50条及び州衛生法典第75条1項）。

この義務の履行を確実なものにするため、ロンバルディア州法は、各コムーネは将来の20年間の埋葬の必要に応えることができるよう、統計から推計される死者数や葬送慣習の変化等を考慮に入れて、墓地計画を定めるべき旨を定めている（州規則第6条）。なお、墓地の需給の状況に関してはイタリアの北部と南部とで違いがあり、北部では火葬が増加した結果、墓地の不足という問題は生じていないようである。

墓地の使用料金は、家族墳墓の敷地使用料を別にすれば、比較的低額に抑えられており、例えばミラノ市の場合、2015年8月現在、最も簡素な10年期限の土葬区画の使用料は、141.89ユーロ（約19,600円）、マジジョーレ墓地の集合墓所への収蔵に関しても壁龕の使用料は、1,094.52ユーロから4,510.01ユーロ（約15万円から約62万円。壁龕の場所によって使用料が異なる）にとどまっている。

ところで、カトリック教会法典は「教会固有の墓地」について定めており（第1240条以下）、わが国の文献の中には、イタリアの「教会付属墓地」という紹介をするものがある。しかし、イタリア国家法上は、教会が設置する埋葬施設は「墓地（cimitero）」ではなく、「墓地外の私的礼拝堂（cappella privata fuori dal cimitero）」という位置づけが与えられ（公衆衛生法典第340条、死体取扱規則第101条以下及び州規則第27条）、収蔵という葬法に限って許容されているにすぎない。ただ、教会施設のような、公営墓地以外の場所での埋葬が認められていることは、宗教的自由に配慮してなされた措置の一つとしてみることができる。

### 4 宗教的自由との関係

人の死から埋葬に至るまでの死体の取扱い、墓地への埋葬方法、墓地の利用等に関して法令で規律をするとすると、それらと各宗教が定める葬法との間に矛盾が存する場合、墓地埋葬法上の規律と宗教的自由とをいかに調整するかという問題が生じる。

とはいえ、イタリアの墓地埋葬法の規定の多くはカトリック教の葬法を前提としているため、カトリック教との関係で問題が生じることは、通常はない。実際、法令上、墓地の内外における葬儀その他の宗教的儀式は妨げられておらず、公営墓地における十字架等の宗教的標章の設置も禁じられていない。また、先に見たように、教会施設への埋葬も認められている。

むしろ、墓地埋葬法に関して信教の自由の保護が問題となるのは、少数宗派との関係においてであり、少数宗派の信教の自由に配慮してなされる措置には、消極的なものと積極的なものがありうる。前者は、少数宗派の葬送慣習に配慮して、法令による規律の排除が求められる場合であり、その一例として、土葬の際の納棺にかかわる規律の間

題を挙げることができる。すなわち、死体取扱規則及び州規則は、土葬の際、死体を木製の棺に納めるべき旨を定めているが（死体取扱規則第74条及び州規則第15条11項1文）、イスラム教は、死体を棺に納めず、白い布に包んで土葬する葬送慣習を有しているため、州規則は、イスラム教の葬送慣習を尊重して、コムーネの許可を受けることを条件に、棺を用いない土葬を認めているのである（州規則第15条11項2文）。

他方で、後者は、少数宗派の宗教上の必要に応じて公的施設の提供等の積極的な措置が求められる場合であり、公営墓地における宗派特別区画がその典型である。宗派によっては、異教徒と一緒に埋葬されることが忌避されることがあり、国家と諸宗派との間で結ばれた協定（憲法第8条3項参照）の中には、ユダヤ教共同体連合との協定（1989年3月8日法律第101号）第16条のように、宗派特別区画の確保を取り極めるものもある。また、国家と協定を結んでいない宗派に関しても、法令上、一般的な形で宗派特別区画の設置の可能性が定められている（死体取扱規則第100条1項及びミラノ市条例第11条2項）。実際、ミラノ市の場合、記念墓地に、非カトリック教区画及びユダヤ教区画が設けられ、ブルツァーノ墓地及びランブラーテ墓地には、イスラム教区画が設けられている。

また、ロンバルディア州法に特徴的な規定として、非宗教葬（*funerale civile*）の実施のための場所の確保をコムーネに義務づける規定がおかれている（州衛生法典第68条ほか）。

#### 参考文献

- Sereno Scolaro, *Manuale di polizia mortuaria*, Maggioli Editore, 2013  
 Mauro Parducci, *La polizia mortuaria*, Halley, 2009  
 Anna Gianfreda, “Libertà religiosa, spazi urbani e disciplina in materia di cimiteri e sepolture”, in Antonio G. Chizzoniti (a cura di), *Religione e autonomie locali: la tutela della libertà religiosa nei territori di Cremona, Lodi e Piacenza*, Nuovi Itinerari, 2014  
 松濤弘道『世界の葬式』（新潮社, 1991年）  
 松濤弘道（監修）『世界の葬送』（イカロス出版, 2009年）  
 森 茂『世界の葬送・墓地 法とその背景』（法律文化社, 2009年）

## 【翻 訳】

### 翻訳目次

#### 1. 国の諸規範

- 1-1. 1997年5月15日法律第127号第2条第12項に基づく戸籍制度の見直し及び簡素化に関する規則（2000年11月3日共和国大統領令第396号）（抄）
- 1-2. 公衆衛生法典（1934年7月27日勅令第1265号）（抄）
- 1-3. 死体取扱規則（1990年9月10日共和国大統領令第285号）
- 1-4. 火葬及び遺灰の散布に関する諸規定（2001年3月30日法律第130号）
- 1-5. 国家とイタリア・ユダヤ教共同体連合との間の関係を規律するための諸規範（1989年3月8日法律第101号）（抄）
- 1-6. 憲法第8条第3項を施行し国家とイタリア仏教連合との間の関係を規律するための諸規範（2012年12月31日法律第245号）（抄）

#### 2. 州の諸規範

- 2-1. ロンバルディア州衛生法典（2009年12月30日ロンバルディア州法律第33号）（抄）
- 2-2. 葬送及び墓地の活動に関する規則（2004年11月9日ロンバルディア州規則第6号）

#### 3. コムーネの規範

- 3-1. ミラノ市死体取扱条例（2015年1月19日条例第1号）

### 1. 国の諸規範

- 1-1. 1997年5月15日法律第127号第2条第12項に基づく戸籍制度の見直し及び簡素化に関する規則（2000年11月3日共和国大統領令第396号）（抄）

## 第9編 死亡文書 (atti di morte) の登録

第71条（登録される文書）〔省略〕

第72条（死亡届） 1. 死亡の届出 (dichiarazione di morte) は、死亡 (decesso) から24時間以内に、死亡が生じた地の戸籍官 (ufficiale dello stato civile) 又はこれが知れない場合は死体 (cadavere) が安置されている地の戸籍官に対して行う。

2. この届出は、配偶者若しくは死者 (defunto) の同居人又はその代理人又はこれがないときは死亡を知った者が行う。

3. 病院、診療所 (casa di cura) 若しくは療養所 (casa di riposo)、入院施設 (collegio)、医療施設 (istituto) 又はその他の施設における死亡の場合には、責任者又は行政機関から委任を受けた者は、第1項が定める期間内に、戸籍官に対し、第73条に定める事項を記載して死亡診断書 (avviso della morte) を送付しなければならない。

第73条（死亡文書） 1. 死亡文書は、死亡の場所及び日時、死者の氏名、出生地及び生年月日、住所及び国籍、死者が結婚、死別又は離婚していた場合には配偶者の氏名並びに

届出人の氏名、出生地及び生年月日及び住所を示さなければならない。〔以下、省略〕

2. 〔省略〕

**第74条（土葬、収蔵及び火葬）** 1. 単一の用紙で無償で発行される戸籍官の事前の許可書がなければ、死体の土葬（inumazione）又は収蔵（tumulazione）を行うことができない。

2. 戸籍官は、死亡から24時間が経過しなければ、許可書を与えることができない。ただし、特別な規則で明示する場合であって、戸籍官が解剖医（medico necroscopo）又はその他の衛生上の受託者を通じて死亡を確認したときは、この限りではない。〔以下、省略〕

3. 火葬（cremazione）の場合には、1990年9月10日共和国大統領令第285号〔死体取扱規則〕第79条以下に定める諸規定を適用する。

**第75条（許可のない土葬、収蔵及び火葬）** 1. 死体が戸籍官の許可なくして土葬若しくは収蔵され又はコムーネの長（sindaco）の許可なくして火葬されたことを知った者は、直ちに共和国検事に対しこれを通報しなければならない。〔以下、省略〕

### 第15編 経過規定及び終末規定

**第110条（廃止及び改正）** 1. この規則の第109条が定めるところを除き、1939年7月9日勅令第1238号は廃止する。

2. 法律、規則又はその他の法令において1939年7月9日勅令第1238号に定める戸籍制度に関する諸規定が引用されるときは、その引用は、この規則の対応する規範を意味するものとみなす。

3.～8. 〔省略〕

## 1-2. 公衆衛生法典（1934年7月27日勅令第1265号）（抄）

### 第6章 死体の取扱い

**第337条〔墓地の設置義務〕** ① すべてのコムーネは、死体取扱規則（regolamento di polizia mortuaria）に定める規範に従って、土葬という方法のための墓地を、少なくとも一つは設置しなければならない。

② 墓地は、衛生当局の監視に服し、衛生当局は、衛生職員を用いて監視を行う。

③ 小規模なコムーネは、組合墓地（cimitero consorziale）を建設することができる。

**第338条〔墓地の立地条件〕** ① 墓地は、中心的な住宅地域から少なくとも200メートルを離して配置しなければならない。墓地の周囲において、コムーネにおける現行の都市計画実施文書によって示された墓地施設又はそれらの文書がないときは事実上存在する墓地施設の縁から半径200メートル以内に新たな建物を建設することは、法律が定める適用除外及び例外を除いて、禁止する。

② 〔省略〕

- ③ 違反者は、20万里ラ以下の過料に処し、これに加え、不履行の場合に職権でとられる措置を除き、建物又は新たな建築部分をその費用で取り壊さなければならない。
- ④ コムーネ議会は、どちらか一方であっても次の条件が存する場合には、中心的な住宅地域から50メートル離れていることという制限が守られているときは、中心的な住宅地域から200メートル以内に新たな墓地を建設し又は既存の墓地を拡張することを、所轄の地方衛生署 (azienda sanitaria locale) の事前の同意を得て、承認することができる。
  - a) 特別の地域条件ゆえに他のやり方を行うことが不可能であることが、当該コムーネ議会によって確認され、明らかであること。
  - b) 墓地施設が、現行の立法に従って定められた分類に基づく少なくともコムーネのレベルの公道、河川、湖若しくは自然の急斜面又は橋梁若しくは鉄道施設によって都市の中心から隔てられていること。

③～⑤ 〔省略〕

**第339条〔遺体の搬送〕** ① 共和国のコムーネから別のコムーネへの遺体 (salma) の搬送は、コムーネの長がこれを許可する。

②～③ 〔省略〕

④ 許可の付与は、遺体が搬送されるコムーネの長に通知しなければならない。

**第340条〔墓地以外の場所への埋葬の禁止〕** ① 墓地以外の場所に死体を埋葬することは禁止する。

② 公衆に開かれていない私的な氏族礼拝堂であって、墓地について定める距離を下回らない距離を中心的な住宅地域から離して設置されたものへの死体の埋葬については、例外とする。

③ 違反者は、4万里ラ以上10万里ラ以下の過料に処し、死体を墓地へ搬送する費用は、この者の負担とする。

**第341条〔内務大臣の権限〕** 内務大臣は、特別な敬意を払う正当化事由が存在し、収蔵が死体取扱規則に定める保障を伴って行われるときは、適当な命令により、墓地以外の場所における収蔵を許可する権限を有する。

**第342条** 〔廃止〕

**第343条〔火葬〕** 1. 死体の火葬は、県の医師の意見を聴取して知事が許可した火葬炉 (crematoio) で行う。コムーネは、火葬炉の建設のため墓地内の必要な土地を無償で譲渡しなければならない。

2. 完全に火葬された遺物を納めた遺灰壺 (urna cineraria) は、墓地、法人 (ente morale) に属する礼拝堂若しくは社 (templo) 又は安定してその用途に充てられかつあらゆる冒流から保護された私的納骨所 (colombario privato) に配置することができる。

## 1-3. 死体取扱規則 (1990年9月10日共和国大統領令第285号)

## 第1章 死因の届出及び死亡の確認

**第1条 [死因の届出]** ① 家族及び家族に代わる者による死亡届及び死亡診断書に関する諸規定であって、戸籍制度に関する1939年7月9日勅令第1238号第7編〔現在は、2000年共和国大統領令第396号第9編〕に含まれるものはそのままに、医師は、自らが死を看取った者が死亡するごとに、1934年7月27日勅令第1265号によって承認された公衆衛生法典第103条第a号に従い、死亡の原因であったと判断する疾病をコムーネの長に届け出なければならない。

②～⑤ 〔省略〕

⑥ 前各号所定の死因の届出は、全国統計機構 (Istituto nazionale di statistica) との取極めに基づき衛生大臣が定める特別な死亡カード (scheda di morte) を用いて、死亡の確認から24時間以内に行わなければならない。

⑦ 死亡カードの写しは、30日以内に、死亡が生じたコムーネから当該コムーネを管轄地域に含む地方衛生署 (Unità Sanitaria Locale) に送付しなければならない。〔以下、省略〕

⑧ 〔省略〕

⑨ 死亡カードは、専ら、衛生、伝染病対策及び統計を目的とする。

**第2条 [検死及び死因鑑定]** 〔省略〕

**第3条 [犯罪が疑われる場合の通知義務]** 〔省略〕

**第4条 [解剖医の職務]** 〔省略〕

**第5条 [人体の一部等が発見された場合の取扱い]** 〔省略〕

**第6条 [埋葬の許可]** ① 墓地における埋葬 (sepoltura) のための許可書は、戸籍制度に関する1939年7月9日勅令第1238号第141条〔現在は、2000年共和国大統領令第396号第74条〕に従い、戸籍官が発行する。

② 〔省略〕

**第7条 [死産児等の取扱い]** 〔省略〕

## 第2章 死体の安置期間

**第8条 [安置期間]** いかなる死体も、死亡の瞬間から24時間が経過する前は、棺おけ (cassa) に納め、検死若しくは遺体保存措置に付し又は冷蔵庫に保管し又は土葬、収蔵若しくは火葬に付すことができない。ただし、頭部が切り離され (decapitazione) 又は身体が押し潰されている (maciullamento) 場合及び心電計 (ausilio di elettrocardiografo) を用いる場合を含めて解剖医が死亡を確認したときは、この限りではない。〔以下、省略〕

**第9条 [安置期間の延長]** 第8条が定める方法で解剖医が死亡を確認していない場合は別にして、急死の場合及び死亡の明白さに疑いがあるときは、安置は、48時間まで延長しなければならない。

第10条 [伝染病による死亡の場合の取扱い] [省略]

第11条 [安置の状態] 安置期間の間、遺体は、ありうる生命の徴候を妨げないような状態におかれなければならない。〔以下、省略〕

### 第3章 死体安置所及び死体保管所

第12条 [死体安置所の設置義務] ① コムーネは、次に掲げる人の遺体を受け入れ、所定の期間安置するための場所を有しなければならない。

[a] 所定の安置期間の間遺体を安置することが危険であって不適当な住居で死亡した遺体

[b] 公道又は公の場所における何らかの事故の結果死亡した遺体

[c] 身元が不明で、身元確認のため公衆に見せる必要がある遺体

② 安置期間の間、ありうる生命の徴候の判定のためにも、監視を確保しなければならない。

第13条 [死体保管所] ① コムーネは、次に掲げる死体保管の職務の遂行のため、死体保管所 (obitorio) を有しなければならない。

[a] 医療 (assistenza medica) を受けることなく死亡した者の安置及び死因鑑定 (riscontro diagnostico)

[b] 司法検死並びに法医学上の検査、身元確認及び衛生上の保存措置のために司法当局が行う死体の無期限の安置

[c] 放射能を帯びた死体の安置、死因鑑定若しくは司法検死又は衛生上の保存措置

第14条 [死体安置所・死体保管所の設置] ① コムーネは、墓地の敷地内、病院若しくはその他の衛生施設又は立地及び衛生上の要件に照らし目的に対応した特別な建物に、死体安置所 (deposito di osservazione) 及び死体保管所を設置することができる。

②～④ [省略]

第15条 [放射能を帯びた死体の安置] [省略]

### 第4章 死体の搬送

第16条 [搬送の費用、監督] ① 死体の搬送は、コムーネの条例の特別な規定を除き、

[a] 特別な役務又は取扱いが請求されたときは、コムーネ当局が定める料金に従い、有償とする。

[b] その他のすべての場合は、コムーネの負担とする。いずれの場合であっても、搬送は、役務の品位を保障するような形式で行わなければならない。

② 地方衛生署は、死体の搬送の役務を監督及び統制し、毎年これをコムーネの長に報告し、その適法性を確保するのに必要な措置を提案する。

第17条 [安置期間経過前の搬送] 第2章の諸規定が定める安置期間が経過する前になされる死体の搬送は、ありうる生命の徴候を妨げないような状態で行わなければならない。

第18条 [伝染病によって死亡した死体の搬送] [省略]

第19条 [搬送の主体] 〔省略〕

第20条 [霊柩車] 〔省略〕

第21条 [霊柩車庫] 〔省略〕

第22条 [搬送に関する規律] コムーネの長は、死体の搬送の時刻、方法、認められる経路並びに搬送中の死体の一時的安置 (sosta) の場所及び方法を規律する。

第23条 [搬送者に係る許可] 〔省略〕

第24条 [搬送の許可] ① 死体、遺骸 (resti mortali) 又は人骨の搬送であって、コムーネ内において墓地以外の場所でなされるもの又はコムーネの外部へとなされるものは、次条以下が定める規定に従ってコムーネの長が許可する。

② 許可命令は、埋葬がなされるべきコムーネの長に対して通知する。

③ 特別な儀式の挙行のために他のコムーネにおける遺体の一時的安置が請求されたときは、この命令は、そのコムーネの長にも通知しなければならない。

第25条 [伝染病で死亡した死体の搬送の許可] 〔省略〕

第26条 [火葬のための搬送及び遺灰の輸送] ① 火葬を目的とするコムーネからコムーネへの死体の搬送及びこれによって生じた遺灰 (ceneri) の最終的な安置 (definitivo deposito) の場所への輸送は、区域内で死亡が生じたコムーネの長の単一の命令によって許可する。

② この場合を除き、コムーネからコムーネへの死体の遺灰の輸送は、第24条に定める許可に服する。

第27条 [ベルリン条約加盟国及びバチカン市国との間の遺体の搬入及び搬出] 〔省略〕

第28条 [ベルリン条約非加盟国からの遺体の搬入] 〔省略〕

第29条 [ベルリン条約非加盟国への遺体の搬出] 〔省略〕

第30条 [搬送用の棺おけの規格] ① ベルリン条約が定める場合を除き外国への搬送若しくは外国からの搬送又はコムーネからコムーネへの搬送に関しては、遺体は、金属製の棺おけと頑丈な木材の板で作られた棺おけから成る二重の棺おけに納めなければならない。

②～⑫ 〔省略〕

⑬ コムーネから他のコムーネへの搬送であって搬送する距離が100キロメートルに満たないものに関しては、第25条が定める場合を除き、遺体の安置場所から墓地への搬送が直接にかつ適当な霊柩車両 (carro funebre) によって行われる限り、木製の棺おけのみを使用することができる。

第31条 [規格外の棺おけの使用許可] 衛生大臣は、コムーネからコムーネへの遺体の搬送に関して、利害関係人の請求に基づき、高等衛生評議会 (Consiglio superiore di sanità) の意見を聴取して、棺 (feretro) の物理的な耐久性及び防水性を確保するために棺おけが備えるべき特質を指示して、第30条が定める素材以外の素材の棺おけの使用を許可することができる。

第32条 [搬送される遺体に施されるべき処置] ① 第30条に定める搬送であって4月、5

月、6月、7月、8月及び9月になされるものに関しては、遺体は、安置期間が経過した後少なくとも500ミリリットルのホルマリン液を体腔に投与して防腐措置 (trattamento antiputrefattivo) を施さなければならない。

② その他の月においては、この処置は、選択された搬送手段によって搬送に24時間がかかる場所へと遺体が搬送される場合又は死亡から48時間を超えて搬送がなされる場合にのみ適用する。

③ 〔省略〕

**第33条** [イタリア籍の船舶・航空機で死亡した者の死亡地] 〔省略〕

**第34条** [コムーネ外での搬送の許可] 〔省略〕

**第35条** [教育・研究目的に用いられる死体の搬送] 〔省略〕

**第36条** [人骨その他遺骸の輸送] ① 人骨及びその他類似の遺骸の輸送は、第24条、第27条、第28条及び第29条に定める許可はそのままに、第18条、第20条及び第25条が遺体の搬送について定める衛生上の予防措置に服しない。

② 人骨及びその他類似の遺骸は、いかなる場合であっても、厚さが0.66ミリメートルを下回らない亜鉛 (zinco) の容器に納め、はんだ付けで密閉し、死者の氏名を表示しなければならない。

③ 人骨及び遺骸が発見されたものであり、その死者の同定ができないときは、この容器は、これらが発見された場所及び日付を表示しなければならない。

## 第5章 死因鑑定 (Riscontro diagnostico)

**第37条から第39条まで** 〔省略〕

## 第6章 研究目的での死体の引渡し

**第40条から第43条まで** 〔省略〕

## 第7章 移植治療目的での死体の一部の摘出

**第44条** 〔省略〕

## 第8章 検視及び死体保存措置

**第45条から第48条まで** 〔省略〕

## 第9章 墓地の役務に関する一般規定

**第49条** [墓地の設置義務] ① すべてのコムーネは、1934年7月27日勅令第1265号によって承認された公衆衛生法典第337条に従い、少なくとも土葬という方法のための区画を有する墓地を設置しなければならない。

② 交通上の困難により首邑 (capoluogo) の墓地への遺体の搬送が容易ではない村落を有するコムーネは、その村落のための墓地を設置しなければならない。

- ③ 小規模なコムーネは、隣接している場合に限り、一の墓地の経営のため組合 (consorzio) を組織することができる。この場合、設置及び維持の費用は、組合を組織するコムーネの間で、人口に基づいて割り当てる。

**第50条** 【受け入れ義務】 墓地は、他の受入先が求められていないときは、以下に掲げるものを受け入れなければならない。

- a) 生前の居住地を問わず、コムーネの領域内で死亡した者の死体
- b) コムーネの外で死亡した者であって生前当該コムーネに居住していた者の死体
- c) 生前コムーネに居住しておらず、コムーネの外で死亡した者であって、当該コムーネの墓地に存する私的墓所 (sepolitura privata) に埋葬される権利を有していた者の死体
- d) 第7条に定める死産児 (nato mortale) 及び胎児 (prodotto del concepimento)
- e) 以上に掲げる者の遺骸

**第51条** 【墓地に関する権限】 ① 墓地の維持、管理及び監督は、コムーネの長に属し、墓地が組合により設置されているときは、墓地が存するコムーネの長に属する。

- ② 地方衛生署の衛生調整官 (coordinatore sanitario) は、墓地の運営を統制し、正常な役務を確保するのに必要な措置をコムーネの長に提案する。

**第52条** 【守衛役務】 ① コムーネと組合のいずれが設置するとを問わず、すべての墓地は、守衛 (custodia) の役務を確保しなければならない。

- ② この役務の責任者は、受け入れた死体のそれぞれについて、第6条に定める許可証を回収し、自らの手元に保管する。この役務の責任者はさらに、原本が2部作成され、コムーネの長が認証する専用の登録簿に、次の事項を毎日記入する。

- a) 土葬が行われたこと。この場合、第6条に定める許可証から明らかかなどに従って死者の氏名、年齢並びに出生地及び生年月日を明確にし、土葬の年月日及び時刻並びに墓碑に記された番号及び埋葬控書 (boletta di seppellimento) の通し番号を明確にするものとする。
- b) 第 a 号と同様にして、死体が収蔵された者の身分。この場合、死体が納められた場所を表示するものとする。
- c) 第 a 号と同様にして、死体が火葬された者の身分。この場合、墓地における遺灰の安置場所、又は墓地外に搬出されるときは、コムーネの長の許可証から明らかかなどに従い搬出される場所を表示するものとする。
- d) 死体又は遺灰の掘出し (esumazione)、取出し (estumulazione)、火葬、搬出によって生じたあらゆる変化

**第53条** 【登録簿の管理】 〔省略〕

## 第10章 墓地の設置、墓地計画、技術上の一般規定

**第54条** 【墓地の見取り図】 ① コムーネ又は組合の所轄機関は、コムーネの領域内に存する墓地の縮尺500分の1の見取り図であって、墓地の各緑地帯 (zona di rispetto) を含む

周辺の区域にも広がるものを備えなければならない。

- ② この見取り図は、5年ごとに、又は新たな墓地が設置され若しくは古い墓地が廃止されたとき又は既存の墓地が変更され及び拡張されたときは、更新しなければならない。

**第55条【墓地の拡張・新設計画】** ① 既存の墓地の拡張計画及び新規の墓地の設置計画は、とりわけ立地、傾斜、当該区域の面積、土壌の物理的・化学的性質、奥行及び帯水層 (falda idrica) の方向に関する当該土地の技術的調査が先行しなければならない。コムーネ議会が議決しなければならない。

- ② 計画の承認は、公衆衛生に関する諸法律に従って行う。

**第56条【墓地の拡張・新設計画に係る報告書】** ① 墓地の拡張計画及び設置計画に伴う公衆衛生上及び技術上の報告書は、コムーネの行政機関がさまざまな型の墓所 (sepolitura) に充てられる区画の配分を計画した基準を説明しなければならない。

- ② この報告書は、当該区域、アクセスの方法、駐車場、墓地内部の移動のための空間及び通路並びに死体安置所、死体安置室 (camera mortuaria)、検死室、礼拝堂、火葬場 (forno crematorio)、一般利用者及び墓地職員のための施設、守衛所 (alloggio del custode) といった所定の付属建造物及び技術設備の描写を含まなければならない。

- ③ 作成された図は、十分な縮尺で、墓地全体の多くの区域を示し、一般的な施設及び技術設備を示さなければならない。

**第57条【墓地の立地条件】** ① 墓地は、1934年7月27日勅令第1265号で承認された公衆衛生法典第338条及びその改正規範が定める緑地帯によって住宅地域から離されなければならない。

- ② 〔省略〕

- ③ 緑地帯の中に新たな施設を建築し又は既存の施設を拡張することは、禁止する。

- ④ 既存墓地の拡張に関しては、緑地帯の幅は、人口2万人以上のコムーネの場合には中心的な住宅地域から100メートル、その他のコムーネの場合には50メートルを下回ってはならない。

- ⑤～⑦ 〔省略〕

**第58条【土葬用地の面積】** ① 土葬用地に充てられる土壌区画の面積は、少なくともその半分については、10年という通常の更新期間 (periodo di rotazione) の間遺体を受け入れるのに充てられる正味の面積を直近の10年間の土葬についての統計資料に基づいて計算し、これを超えるように定めなければならない。更新期間が10年とは異なる期間に定められているときは、この面積は比例的に計算される。

- ② 土葬用地に充てられる土壌区画の面積の決定においては、第86条に定める取出しに続いて行われる土葬も考慮に入れなければならない。極めて多数の土葬を必要とする例外的な事象が起こりうることも考慮に入れる。

**第59条【埋葬地の面積の計算方法】** 第58条に定める区域には、次に掲げる空間は、算入してはならない。

- a) 収蔵又は遺骨 (ossa) 若しくは遺灰の保管のために充てられる施設 (manufatto),

- 納骨堂又は私的墓所の建設に留保された場所
- b) 道, 通路, 広場及び駐車場に留保された場所
  - c) 礼拝堂を含めて墓地役務のために用いられるすべての建物又は公衆及び墓地職員が利用することのできるすべての建物の建設に留保された場所
  - d) いかなる目的であっても, 土葬とは異なるその他の目的に留保された場所

**第60条** [設置すべき施設] [省略]

**第61条** [外壁の設置] 墓地は, 周囲を, 外の地面から2.5メートル以上の高さを有する壁又はその他の適当な囲いによって囲わなければならない。

**第62条** [墓碑等の設置] 私的墓所に認許 (concessione) された区域には, 衛生に関するコムーネ条例において定められた特別な規範及び条件に従って, 墓碑 (monumento) を建立し及び碑板 (lapide) を設置することができる。

**第63条** [私的墓所の権利者の義務及び私的墓所の撤去] ① 被認許者は, 認許の全期間について, 自己の所有に属する施設をその負担によって良好な保存状態で維持しなければならない。

② 私的墓所が義務の不履行又は権利者の死亡によって放棄されたときは, コムーネは, 必要な場合には公に掲示することにより, 被認許者の家族に事前に警告して, 倒壊の危険がある施設を撤去することができる。

## 第11章 死体安置室

**第64条及び第65条** [省略]

## 第12章 検視室

**第66条** [省略]

## 第13章 共同納骨堂

**第67条** [納骨堂の設置義務] すべての墓地は, 掘出しから生じた遺骨, 又は第86条第5項が定める条件にありかつ家族が墓地の他の場所への改葬を請求しなかった遺骨を収容するために充てられる施設から成る納骨堂を有しなければならない。納骨堂は, 遺骨が公衆の視線から隠されるような方法で建築しなければならない。

## 第14章 土葬

**第68条** [土葬用地の条件] 地表及び土中への土葬に充てられる土地は, 地質学的及び鉱物学的な構造, 力学的及び物理的な特質並びに帯水層の位置に照らして, 適当な場所に配置しなければならない。

**第69条** [土葬用地の利用方法] 土葬用地は, 区画 (riquadro) に分割し, 墓穴 (fossa) の利用は, 各区画の端から始め, その後は列ごとに切れ目なく続くようにして行わなければならない。

**第70条【墓穴の標識】** ① 土葬用地のすべての墓穴は、コムーネの手で、風化の分解作用に対して耐性のある素材で作られた標識 (cippo) であって番号 (numero progressivo) を記したものによって目印を付さなければならない。

② この標識には、コムーネの手で、変質しない素材で作られた標札 (targhetta) であって死者の氏名、生年月日及び死亡年月日を表示したものを貼付するものとする。

**第71条【土葬の方法】** 土葬のための墓穴はそれぞれ、墓地の地表面から2メートルの深さまで掘り下げなければならない。棺が安置された後は、表面に掘り出した土が棺の周りに入れられ、奥から出てきた土が表面に達するような方法で、埋めなければならない。

**第72条【墓穴の規格】** ① 10歳以上の人の死体の土葬のための墓穴は、2メートル以上の深さを有しなければならない。最も深い部分は、2.2メートルの長さ80センチメートルの幅を有しなければならない。相互に両側から少なくとも50センチメートル離さなければならない。

② 墓穴の間の小道は、遺体の受け入れに充てられる空間を侵してはならない。この小道は、墓穴の間を隔てる50センチメートルの脇部 (spalla) の流れに沿って設置しなければならない。雨水を墓穴から離して流すための排水装置を備えなければならない。

**第73条【子どもの墓穴の規格】** 10歳未満の子どもの死体の土葬のための墓穴は、2メートル以上の深さを有しなければならない。最も深い部分は、1.5メートルの長さ50センチメートルの幅を有しなければならない。相互に両側から少なくとも50センチメートル離さなければならない。

**第74条【納棺】** 土葬されるすべての死体は、木製の棺おけに納め、他の墓穴から離れた墓穴に埋めなければならない。出産に伴って死亡した母親と新生児のみは、同じ棺おけに納め、同じ墓穴に埋めることができる。

**第75条【棺の規格】** ① 土葬については、金属又はその他非生物分解性の素材を用いた棺おけの使用は、これを認めない。

② 〔省略〕

③ 木材以外の生物分解性の素材の使用は、高等衛生評議会の意見を聴取した衛生大臣の命令による許可を受けなければならない。

④～⑪ 〔省略〕

## 第15章 収 蔵

**第76条【収蔵】** ① 収蔵においては、すべての棺は、壁龕 (loculo) 若しくは墓室 (tumulo) 又はニッキア (nicchia) に安置しなければならない。

② 壁龕は、何段かに積み重ねることができる。

③～⑨ 〔省略〕

**第77条【収蔵に用いる棺】** ① 収蔵される遺体は、第30条及び第31条が定めるところに従い、木製の棺おけと金属製の棺おけの二重の棺おけに納めなければならない。

② 外側の棺おけには、死者の氏名、生年月日及び死亡年月日を表示した金属製の標札を

付さなければならない。

③ 〔省略〕

## 第16章 火 葬

**第78条 [火葬場]** ① 火葬場 (crematorio) は、墓地の囲いの中に建設しなければならない、  
 コムーネの長の監督に服する。

② 火葬場の建設計画は、その場所の環境上の性質、その設備の公衆衛生上及び技術上の  
 性質並びにこの問題に関する現行の諸規範に基づいて汚染から大気を保護する仕組みが  
 説明された報告書を添付しなければならない。

③ 火葬場の建設計画は、コムーネ議会が議決する。

**第79条 [火葬の許可]** ① 各死体の火葬は、死者がその旨を遺言によって示した意思に基  
 づいて、コムーネの長が許可しなければならない。遺言条項がない場合、この意思は、  
 配偶者が表示しなければならない、これがないときは、民法典第74条以下に従って特定さ  
 れる最近親者（同一親等の近親者が複数あるときは、その全員）が表示しなければならない。

②～③ 〔省略〕

④ 死を看取った医師又は検死を行った医師が作成し、衛生調整官が署名によって認証し  
 た証明書であって、犯罪に起因する死の疑いがないことを明らかにするものが申請に添  
 付されていないときは、第1項に定める許可を与えることができない。

⑤ 突然の死又は疑わしい死の場合には、支障がない旨を司法当局が表示することを必要  
 とする。

**第80条 [火葬の方法]** ① 火葬は、コムーネの当局から特に許可を受けた職員が棺全体を  
 火葬場に置くことによって行わなければならない。

② 各死体の火葬に由来する遺灰は、死者の氏名、生年月日及び死亡年月日を外側に表し  
 た専用の遺灰壺に集めなければならない。

③ 墓地には、これらの遺灰壺を受け入れるための建物を整えなければならない。遺灰壺  
 は、法人又は私法人 (ente privato) に認許された空間にも配置することができる。

④ 遺灰壺の大きさの限度及びこの建物の建築上の性質は、コムーネの条例で定める。

⑤ 火葬の遺物が入った遺灰壺の移動は、第24条、第27条、第28条及び第29条に定める許  
 可はそのままに、放射性的核種 (nuclidi radioattivi) が存在する場合の衛生調整官の表  
 示を除き、遺体の搬送について定める衛生上の予防措置のいずれにも服しない。

⑥ すべての墓地は、遺体の火葬に由来する遺灰であって、共同遺灰庫に散布されること  
 を選択する意思を死者が表示したもの又は死者の家族がその他の受入先を手配しなかつ  
 たものを收容し、永続的かつ集合的に保管するための共同遺灰庫を有しなければならない。  
 い。

**第81条 [遺灰壺の引渡し]** ① 1934年7月27日勅令第1265号で承認された公衆衛生法典第  
 343条の目的での遺灰壺の引渡し (consegna) は、このための記録によって明らかにし

なければならない。この記録は原本を3部作成し、1部は墓地役務の責任者が保管しなければならない。1部は遺灰壺を引き渡した者が保管し、1部は戸籍官に送付しなければならない。

- ② この記録の第2の原本は、遺灰が保管される墓地の守衛役務の任にある者が保管する。

### 第17章 掘出し及び取出し

**第82条【死体の掘出し】** ① 通常の掘出しは、土葬から10年後に行う。棺の残余物を除去した墓穴は、新たな土葬のために用いる。

- ② 10年の更新期限が経過しても死体の無機物化が不完全であることが確認されたときは、この期限は、衛生大臣が決定した期間だけ延長しなければならない。死体が完全に無機物化することなく定められた期間が経過したときは、衛生大臣は、土壌の物理的構造の変更又は墓地の移転を行う。

- ③ ある墓地において土壌の特別な構成条件及び構造のゆえに死体の無機物化がより短い期間でなされることが確認されたときは、衛生大臣は、高等衛生評議会の意見を聴取して、更新期限の短縮を許可することができる。ただし、この短縮された期限は、5年を下回ってはならない。

- ④ 通常の掘出しは、コムーネの長が規律する。

**第83条【期限前の掘出し】** 〔省略〕

**第84条【例外的な掘出しの制限】** 〔省略〕

**第85条【遺骨の安置】** ① 通常の掘出しによって発掘された遺骨は、墓地の囲いのうちに設置され認許された埋葬庫 (celletta) 又は壁龕に安置するために遺骨を集めることを利害関係人が請求する場合を除き、これを集めて、共同納骨堂に安置しなければならない。この場合、遺骨は、第36条に定める亜鉛製の小箱に集めなければならない。

- ② 墓地の活動から生ずるすべての廃棄物 (rifiuto) は、1982年9月10日共和国大統領令第915号に定める特別の廃棄物と等しいものとし、上記の規範を尊重して処理しなければならない。

**第86条【遺体の取出し】** ① 永続的に認許された私的墓所に収蔵された遺体が問題となっていないときは、遺体の取出しは、認許の期間の終了時に行い、コムーネの長が規律する。

- ② 永続的に認許された私的墓所の棺を含めて、取り出した棺は、死体の無機物化過程の再開を可能にするため金属の棺おけの中で適当な開封を行った後、土葬しなければならない。

- ③ 20年を超える期間の認許の終了時に取り出された遺体については、土壌の更新期間は、5年の最小期間まで短縮することができる。

- ④ 第82条第3項が定める条件が再び生じたときは、衛生大臣は、高等衛生評議会の意見を聴取して、最終的な短縮を許可することができる。

- ⑤ 取り出された遺体が完全に無機物化した状態にあるときは、衛生調整官の意見に基づ

いて、遺骸を直ちに骨壺 (cassette ossario) に集めることができる。

**第87条 [死体を侮辱する施術の禁止]** ① 収蔵された遺体に対して、収蔵の際に壁龕に配置されていた棺よりも小さい容器に入るように死体を小さくするための施術をすることは、これを禁止する。

② 墓地の守衛役務の責任者は、刑法典第410条が定める死体侮辱罪の嫌疑を構成しうる施術を遺体に対して行う者を、司法当局及びコムーネの長に告発しなければならない。

**第88条 [取り出した棺の移動]** ① コムーネの長は、衛生調整官が墓室を開いて棺の密封性を確認し、公衆の健康に対していかなる危険も与えることなく他の場所に移動させることができると宣言した場合には、収蔵期間のどの時点であっても及び1年のどの月であっても、他の場所に移動させるための棺の取出しを許可することができる。

② この衛生当局が棺の密封が不完全であることを確認したときは、この規則を遵守して事前に棺に適切な処置を施すことによって、同様に移動を認めることができる。

**第89条 [掘出しについての規定の適用]** [省略]

## 第18章 墓地における私的墓所

**第90条 [私的墓所の認許、一般的諸規定の適用]** ① コムーネは、私人及び法人に対し、個人、家族及び集団の収蔵がなされる墓所の建設のための区域の使用を認許することができる。

② 認許された区域においては、各々相応の納骨堂 (ossario) を備えているときは、私人及び法人は、収蔵がなされる墓所に代えて、家族及び集団のための土葬用地を設けることができる。

③ 本条に定める私的墓所には、この私的墓所が収蔵のためのものであるか、土葬のためのものであるかに従って、収蔵及び土葬並びに取出し及び掘出しに関してこの規則が定める一般的諸規定を適用する。

**第91条 [墓地計画への記載]** 私的墓所の建設に当てられる区域は、第54条以下に定める墓地の規律計画に定めなければならない。

**第92条 [認許の期間、認許に伴う義務、投機目的での私的墓所の禁止]** ① 第90条が定める認許は、更新がなされる場合を除き、99年を超えない期限で定めた期間で行う。

② [省略]

③ コムーネは、認許文書により、被認許者に対し一定の義務を課すことができ、そのうち、一定の期間内に墓所を建設する義務の違反があるときは、その認許は失効する。

④ 私的墓所を利益又は投資の対象としようとする人又は法人に対しては、私的墓所のための区域の認許を行うことができない。

**第93条 [使用権者]** ① 自然人に対して認許された私的墓所の使用権は、被認許者及びその家族に留保される。法人に対して認許された私的墓所の使用権は、関連法令及び認許文書が定める者に留保される。いずれの場合であっても、この権利は、安置所 (sepolcro) の容量が満ちるまで行使することができる。

- ② さらに、被認許者の請求に基づき、コムーネの条例に定める基準に従って、被認許者と同居していた者の遺体及び被認許者に関して特別の功績のあった者の遺体の収蔵を認めることができる。

**第94条** [私的墓所建設の計画] 〔省略〕

**第95条** [組合が設置する墓地における私的墓所] 墓地が組合により設置されているときは、組合を組織するコムーネは、各コムーネが墓地の設置のために負担する費用を理由に、私的墓所のための区域の認許の収益の配分を受ける。

## 第19章 墓地の廃止

**第96条** [廃止の要件] ① 公衆衛生法典及びこの規則が定める条件を充たしている墓地は、明白な必要性を理由としなければ、廃止することができない。

- ② 墓地の廃止は、その地域を所轄する地方衛生部門の衛生調整官の意見を聴取して、コムーネ議会が議決する。

**第97条** [墓地の廃止後の措置] 〔省略〕

**第98条** [私的墓所の被認許者の権利] 〔省略〕

**第99条** [墓碑の取扱い] 〔省略〕

## 第20章 墓地における特別区画

**第100条** [カトリック以外の信者のための埋葬区画等] ① 第54条に定める墓地の規律計画は、カトリック以外の宗派の信者の死体の埋葬のための区別された特別の区画を定めることができる。

- ② コムーネの長は、同国人の遺体の埋葬のために固有の区画を有することを請求した外国の共同体に対しても同様に、墓地において適当な土地を認許することができる。

## 第21章 墓地以外の場所における私的安置所

**第101条** [私的安置所の設置許可] ① 遺体又は遺骸を受け入れるための墓地外の私的礼拝堂であって、1934年7月27日勅令第1265号によって承認された公衆衛生法典第340条に定めるものの建設は、地方衛生署の衛生調整官の意見を聴取し、コムーネ議会が事前に議決した、コムーネの長の許可を必要とする。請求者は、その負担で、このための技術上の調査を行わせるものとする。

**第102条** [私的安置所への埋葬許可] 第101条に定める私的礼拝堂への収蔵は、第6条に定める許可に加えて、コムーネの長による支障なき旨の宣言を必要とする。市長は、死者が礼拝堂への埋葬を受ける権利を有していたことを確認した後で、これを交付する。

**第103条** [認許料金] コムーネは、私的礼拝堂への遺体の安置に対し、墓地に存する私的墓所について定める料金を超える認許料金を課すことはできない。

**第104条** [私的安置所建設の要件] ① 墓地以外の場所に建設された私的礼拝堂は、墓地に存する私的墓所に関してこの規則が定めるすべての要件をみたさなければならない。

- ② その建設及びその使用は、私的礼拝堂が半径200メートルにわたってその認許を請求した家族の所有地で囲まれており、その所有地が譲渡も建築もできないという拘束を受けている場合にのみ、これを認める。
- ③ 第2項に定める事実上の要件が欠けているときは、認許の名義人は、礼拝堂の使用権を失う。
- ④ 墓地以外の場所に建設された私的礼拝堂及び1934年7月27日勅令第1265号によって承認された公衆衛生法典の施行日以前に存在していた特別墓地は、コムーネの墓地と同様に、コムーネ当局の監督に服する。

**第105条 [衛生大臣による許可]** 収蔵がこの規則に定める規範を遵守して行われる場合には、衛生大臣は、内務大臣とともに、1934年7月27日勅令第1265号によって承認された公衆衛生法典第341条に基づき、内閣の意見を聴取し、高等衛生評議会の事前の意見に基づいて、適当な命令により、墓地以外の場所における死体及び遺骸の収蔵を許可することができる。

## 第22章 最終規定及び経過規定

**第106条 [特別の技術上の指示]** [省略]

**第107条 [制裁]** 犯罪を構成する行為についての刑事制裁の適用は別にして、この規則の規定の違反は、1961年7月12日法律第603号第3条並びに1981年11月24日法律第689号第32条及び第113条によって改正された、1934年7月27日勅令第1265号によって承認された公衆衛生法典第338条、第339条、第340条及び第358条に基づき、行政上の金銭的制裁に服する。

**第108条 [廃止される諸規定]** [省略]

### 1-4. 火葬及び遺灰の散布に関する諸規定 (2001年3月30日法律第130号)

**第1条 (目的)** 1. この法律は、火葬という葬法、及び死者の意思を尊重しつつ遺灰の散布を規律する。

**第2条 (刑典第411条の改正)** [省略]

**第3条 (1990年9月10日共和国大統領令第285号で承認された死体取扱規則の改正)** 1. この法律の施行の日から6か月以内に、内務大臣及び司法大臣の意見を聴取し、所轄の国会委員会の意見を事前に聴取して、衛生大臣が提案し、1988年8月23日法律第400号(その後の改正を含む。)第17条第1項に基づいて定められる規則により、以下の諸原則に基づいて、1990年9月10日共和国大統領令第285号によって承認された死体取扱規則の改正を行う。

- a) 火葬を許可する権限は、死亡が生じたコムーネの戸籍官に属すること。戸籍官は、犯罪に起因する死の疑いがないことを明らかにする検死医の証明書(様式は問わない。)が得られたとき、又は司法当局に通報された急死若しくは疑わしい死の場合には

当該死体を火葬してもよいことを特に表示した司法当局の支障なき旨の証明が得られたときに、許可書を発行する。

- b) 火葬の許可は、次の方法の一つによって、死者又はその家族の明示的意思を尊重して与えること。
- 1) 死者の遺言の定め。ただし、遺言の定めの日より後になされた、火葬に反対する死者の自筆の宣言を家族が提出した場合は、この限りではない。
  - 2) 構成員の死体を火葬するという目的を定款上の目的の一つに有する承認社団への登録であって、法律上の代表者が認証したもの。ただし、当該社団への登録の日より後になされた死者の自筆の宣言を家族が提出した場合は、この限りではない。本号が定める社団への登録は、家族の意見に反していても効力を有する。
  - 3) 遺言の定めも死者によるその他いかなる意思表示もないときは、配偶者の意思、又はこれもないときは民法典第74条、第75条、第76条及び第77条に従って特定される最近親者の意思、若しくは同一親等の近親者が複数あるときはそれらの近親者の絶対多数の意思であって死亡が生じたコムーネ又は住所を有していたコムーネの戸籍官が明らかにしたもの。死亡が生じたコムーネの戸籍官に対してこの意思が明らかにされる場合、この戸籍官は直ちに、関連する記録を、死者が最後に住所を有していたコムーネの戸籍官に送付する。
  - 4) 未成年者及び禁治産者に係る法定代理人が表明した意思。
- c) 遺灰の散布は、死者の意思を尊重しつつ、墓地の内部で特にこのために充てられる区域、自然の中で又は私有地においてのみ許される。私有地における散布は、屋外で所有者の同意を得て行わなければならない。営利目的を有する活動を行ってはならない。遺灰の散布は、いかなる場合であっても、1992年4月30日委任命令第285号（新道路法典）第3条第1項第8号が定義する中心的住宅地域においては禁止する。海、湖及び河川における散布は、浮島や人工物のない部分で認められる。
- d) 遺灰の散布は、配偶者若しくはその他権利を有する家族、遺言執行者又は第b号2)に定める社団であって死者が登録していることが明らかとなったものの法律上の代表者若しくはこれらがいないときはコムーネが許可した者が行う。
- e) 遺灰壺を密閉する義務はそのままに、遺灰の保存方法は、死者の戸籍簿上の記載内容の表示を可能にしなければならない。死者の明示的意思を尊重しつつ収蔵、埋蔵又は家族への委託のいずれかを定めて規律する。
- f) 遺灰壺の移動は、衛生当局が異なる指示をしない限り、遺体の搬送について定める衛生上の予防処置に服しない。
- g) 戸籍官は、第b号3)に定める主体の事前の同意を得て、又はこれが不明な場合はコムーネの法務掲示板に特定通知を公示してから30日後に、少なくとも10年間土葬された遺体及び少なくとも20年間収蔵された遺体の火葬を許可する。
- h) 事前に選択された葬送方法は別にして、裁判上の理由によるありうる調査のため、検死医には、体液及び付属する皮膚の標本を死体から採取し、少なくとも10年間保存

する義務があること。

- i) 死者の追悼儀式の尊重と尊厳ある告別を可能にするため火葬場に隣接した部屋を整備すること。

**第4条 (1934年7月27日勅令第1265号によって承認された公衆衛生法典第338条の改正)**

[省略]

**第5条 (火葬料)** 1. 死者が貧困状態にあったことが確認された場合、火葬及びこれに関連する墓地役務の遂行に由来する負担と費用は、通常の予算支出の限度内で、火葬が行われる場所とは無関係に、第2項に従って定める料金に基づいて、死者が最後に住所を有していたコムーネが支援することができる。

2. この法律の施行の日から6か月以内に、全イタリア・コムーネ会 (ANCI)、全国役務連盟 (CONFSEIVIZI) 及び構成員を火葬することを目的とする主要な代表的団体の意見を聴取し、衛生大臣と協力した、内務大臣令によって、死体の火葬料金及び墓地内の適当な区域における遺灰の保管又は散布の料金を定める。

**第6条 (州の計画、火葬場の建設及び管理)** 1. この法律の施行の日から6か月以内に、州は、住民数、死亡率、各コムーネの領域の市民による火葬の選択に関する統計資料を考慮に入れ、州に少なくとも1つの火葬場を実現することを通例として定めることにより、コムーネ又はそれらの連合による火葬場の実現に係る州の調整計画を作成する。

2. 火葬場の管理は、コムーネに属する。コムーネは、2000年8月18日委任命令第267号によって承認された地方団体の組織に関する統一法典第113条が定める形式を通じて、これを行使する。
3. 第5条第2項に定める料金に由来する収入も、火葬場の実現及び管理に関する負担に充てる。

**第7条 (市民への情報提供)** 1. コムーネは、その領域内に居住する市民に対し、法が定めるさまざまな葬送方法について、その経済的側面に関しても情報を提供する。

2. 死亡証明書を作成を行う医師は、死者の家族に対し、死体のさまざまな処分方法に関して特定の情報を提供する。

**第8条 (技術上の諸規範)** [省略]

**1-5. 国家とイタリア・ユダヤ教共同体連合との間の関係を規律するための諸規範 (1989年3月8日法律第101号) (抄)**

**第16条 [ユダヤ教墓地]** 1. 墓地の規律計画は、地域を管轄する共同体の請求に基づき、死亡したユダヤ教徒の埋葬のための特別区画を定める。

2. コムーネの長は、固有の区域を有することを請求した共同体に対し、墓地内に十分な区域を認許する。
3. 共同体の墓地及びコムーネの墓地のユダヤ教区画における墓所は、ユダヤ教の律法及び伝統に従い、永続的である。

4. この目的のため、利害関係人又はこれがないときは共同体若しくは連合が法律上の負担を負うものとしつつも、1975年10月21日共和国大統領令第803号〔旧死体取扱規則〕第91条に定める認許は、99年の期間ごとに更新される。
5. 第2項に定める区画における土葬は、権限ある共同体が定める規則に従って行う。
6. ユダヤ教墓地においては、ユダヤ教の儀礼次第の遵守が確保される。

**1-6. 憲法第8条第3項を施行し国家とイタリア仏教連合との間の関係を規律するための諸規範（2012年12月31日法律第245号）（抄）**

- 第9条（遺体及び墓地の取扱い）** 1. イタリア仏教連合に所属する者は、関連する現行諸規範に従いつつ、遺体の取扱いに関する固有の伝統の規律の尊重を確保される。
2. 可能な場合には、現行の規範に基づき、墓地において、留保区域を定めることができる。

**2. 州の諸規範**

**2-1. ロンバルディア州衛生法典（2009年12月30日ロンバルディア州法律第33号）（抄）**

**第6編 予防及び健康の促進に関する諸規範**

**第3章 検死、葬送及び墓地の活動及び役務に関する諸規範**

- 第67条（目的）** 1. この章は、すべての者の尊厳並びにさまざまな宗教的及び文化的な信念を尊重しつつ、正確な情報の提供を含めて葬送役務（servizio funebre）の利用者の利益を保護すること、並びに衛生上の監督活動に実効性及び効率性の原理をもたらしことを目的として、死に関する活動及び役務を規律する。

- 第68条（非宗教葬のための場所）** 1. コムーネは、非宗教葬（funerale civile）の実施のための公的な場所を確保する。この場所は、死者及びその家族の意思を尊重しつつ人の集会及び追悼の実施を可能にするものでなければならない。

- 第69条（死亡に由来する義務の履行）** 〔省略〕

- 第70条（死体の保存及び取扱い）** 〔省略〕

- 第71条（治療上の移植を目的とする角膜の摘出及び研究目的での死体の利用）** 〔省略〕

- 第72条（搬送・埋葬の許可）** 1. 死体、遺骸、遺灰、人体の一部（parte anatomica）、死産児及び中絶胎児（prodotto abortivo）の搬送及び埋葬は、許可に服する。

2. 外部からの遺体、遺骨（resto osseo）若しくは遺灰の搬送又は外部への搬送は、その者が死亡したコムーネが許可する。

3. 死体の搬送の担当者は、公役務を委託された者として、出発の前に、行先及び搬送する距離に応じて棺が十分に梱包されていることを認証する。外部への搬送に関しては、この認証は、地方衛生署が行い、地方衛生署は、特別な衛生上の措置をとることができ

る。

4. 第1項及び第2項に定める搬送に対する監督はコムーネに属し、コムーネは、自動車及び霊柩車庫の適切さを含めて衛生上の側面に関して地方衛生署を利用する。

**第73条 (火葬)** 1. 火葬の許可は、2001年3月30日法律第130号（火葬及び遺灰の散布に関する諸規定）に定める原則及び方法を尊重して行う。

2. 遺灰の散布は、2001年法律第130号第3項第1項第c号が定める場所又は共同遺灰庫において、配偶者若しくはその他の家族又は権利保有者によってこれを許可された者、遺言執行者、又は構成員の死体の火葬をその定款上の目的として有する社団に死者が登録していた場合にはその社団の法律上の代表者が行う。
3. 火葬の場合、不潔な煙を減らし火葬時間を短縮するために、ペンキを塗っていない軽軟材の棺の使用を許可する。
4. 死者がその遺灰を散布させる意思を表明していなかったときは、その遺灰は、収蔵又は家族への委託のため、戸籍簿の記載内容を示した、密閉された壺に納める。
5. 遺灰壺の引渡しは、第2項に定める主体がその壺又は遺灰の最終的な受入先を宣言する文書に事前に署名することによって行う。この文書は、写しを火葬施設及びその者が死亡したコムーネに保管し、遺灰を移動させるときの義務的付属文書となる。
6. 墓所の不足が立証されたときは、戸籍官は、少なくとも10年間土葬された遺体及び少なくとも20年間収蔵された遺体の火葬を、火葬の許可について定める手続に従って又は家族が不明のときはコムーネの法務掲示板に特定通知を公示してから30日後に、許可する。

**第74条 (葬送活動)** 1. 葬送活動 (attività funebre) とは、連結した形式で次の給付を含み、確保する役務を意味する。

- a) 家族の委託に基づく、死にかかわる行政上の手続の処理
  - b) 葬送 (funerale) に際した、棺おけその他葬儀用品の販売
  - c) 死体の搬送。これは、死亡地から安置場、儀礼場 (luogo di onoranze)、墓地又は火葬場への遺体の移動を意味する。
2. 葬送活動は、第3項に定める要件をみたす個人商店 (ditta individuale)、会社その他の法人が行う。
  3. 葬送活動を行いうるためには、個人商店、会社その他の法人が商業上の住所を有するコムーネの許可を必要とし、この許可は、第76条に定める規則で定める要件をみたす場合に付与する。
  4. ～6. [省略]
  7. コムーネは、市民に対し、葬送活動についての情報、とりわけさまざまな埋葬形態、関連する経済的側面及びその領域で活動する企業に関する情報を提供する。
  8. [省略]

**第75条 (墓地)** 1. コムーネは、次に掲げるものに埋葬場所を提供しなければならない。

- a) その住民及び住民でない場合であっても当該コムーネの領域内で死亡した者の死体

- b) 当該コムーネに存する私的墓所に埋葬される権利を有する者の死体
  - c) コムーネの領域内に住所を有する衛生施設で分娩又は中絶がなされた死産児及び胎児
  - d) コムーネの領域内に住所を有する衛生施設でなされた手術に由来する、それと分かる人体の一部 (parte anatomica riconoscibile)
  - e) 第 a 号、第 b 号、第 c 号及び第 d 号に定める死体に由来する遺骨、遺骸及び遺灰
2. すべてのコムーネは、都市及び地域の計画化の領域において、第 1 項に定める義務を考慮し、環境に対する影響がより少ない葬送形態すなわち土葬及び火葬の利用を促進するという目的をもって、都市計画文書の採択に続く 20 年の間埋葬の必要に 대응する墓地区域の計画を定める。
  3. 墓地の管理及び維持は、公的主体又は私的主体に委託することができる。墓地の管理者が葬送活動を行うときは、1990年10月10日法律第287号(競争及び市場の保護に関する諸規範)が定める会社の分離をしなければならない。
  4. 墓地区域は、適当な囲いによって区切らなければならない。墓地の境界に沿った緑地帯は、次の事項を考慮して決定する。
    - a) 駐車場及び訪問者のための役務の設備の必要性
    - b) 第 2 項に定める計画に関連して、ありうる拡張の必要性
    - c) 墓地内部における役務又は技術設備の存在及びこれに伴う安全帯幅
    - d) 遺族の礼拝活動の尊重
  5. コムーネは、技術上の要求及び保健衛生上の要求を尊重しつつ、私人、社団又は法人の請求に基づき、私的墓所のために墓地内部の区域を使用することを認許することができる。
  6. コムーネは、さらに、次の事項を許可することができる。
    - a) 地方衛生署及び州環境局 (ARPA) の技術上の指示に従って、ペット (animale d'affezione) の埋葬のための区域及び空間を建設し、使用すること。
    - b) 緑地帯によって囲まれている場合には、墓地外の私的礼拝堂を建設すること。
    - c) 特別な敬意を払う正当化事由が存在するときに、地方衛生署及び州環境局の事前の意見を聴取し、その技術上の指示に従って、墓地外の場所に収蔵すること。
  7. コムーネは、次の事項を決定する。
    - a) 各墓地内部の設備
    - b) 土葬用地の更新期間又は無機物化過程を促進するのに適した土壌処理の手続
    - c) 私的墓所の認許の方法及び料金
    - d) 第 4 項及び第 6 項第 b 号に定める緑地帯の幅
  8. 第 7 項第 a 号及び第 d 号に定める場合には、それぞれの権限に応じて地方衛生署及び州環境局の事前の意見を請求する。
  9. コムーネは、それぞれの権限に応じて地方衛生署及び州環境局の事前の拘束力ある意見を聴取して、新たな墓地の建設、既存の墓地の拡張又は改修を許可する。墓地の廃止

は、地方衛生署が許可する。

**第76条 (施行規則)** 1. 次の事項は、規則で定める。

- a) 葬送活動の遂行の許可及び告別室の管理の要件及び方法
- b) 死体の安置業務に充てられる施設
- c) 新たな墓地の建設のための要件及び特質並びに既存の墓地の廃止のための条件及びその改修のための基準
- d) 土葬用地、外気に接しているか否かにかかわらず壁龕、私的墓所及び墓地施設の特質
- e) 墓地外の私的墓所の実現のための特質及び方法
- f) 第75条第4項及び第6項第b号に定める緑地帯の最大幅及び最小幅

2.～3. [省略]

**第77条 (制裁)** [省略]

## 2-2. 葬送及び墓地の活動に関する規則 (2004年11月9日ロンバルディア州規則第6号)

### 第1章 総 則

**第1条 (目的)** 1. この規則は、2003年11月18日州法律第22号 (検死、葬送及び墓地の活動及び役務に関する諸規範) 第9条第5項及び第10条第1項を施行し、「州法律」の名称を有する関連法律の諸原則と諸目的との調和を図りつつ、市民の死に関連する役務の要件及び手続を規律する。

2. この規則はさらに、ペットの埋葬に関する諸規定を定める。

**第2条 (定義)** [省略]

### 第2章 墓地役務に関する一般的諸規定

**第3条 (管理及び監督)** 1. 各コムーネは、単独で又は連合して、埋葬という方法のための区域を有する少なくとも一の墓地を有する。

2. コムーネは、単独で又は連合して、墓地の管理及び維持を経済的に直接に行い、又は2003年11月18日州法律第22号第9条第3項 [現在は、2009年12月30日州法律第33号第75条第3項] が定めるところに従い、2000年8月18日委任命令第267号 (地方団体の組織に関する統一法典) 第112条以下が定めるところを遵守しつつ、これを第三者に委託することができる。

3. コムーネは、保健衛生の側面について地域管轄を有する地方衛生署 (ASL) を利用しつつ、墓地に関して規律及び監督を行う。

**第4条 (墓地へのアクセス及び役務の有償性)** 1. 墓地は、2003年11月18日州法律第22号第9条第1項第a号、第b号、第c号、第d号及び第e号 [現在は、2009年州法律第33号第75条第1項第a号から第e号まで] に定める場合に、他の受入先が求められていないときは、死体、死産児及び胎児、それと分かる人体の一部、遺骨、死体の変性現象に

よって腐敗を免れたものを受け入れる。

2. 死体の土葬、収蔵及び火葬は、国の現行の規範が定めるところに従い、有償の公役務である。
3. 火葬場は、何人も自由に使用することができる。ただし、第19条が特定する利用対象地域の住民は優先権を有する。

**第5条（遺体の受付、埋葬の登録及び訪問者への開放の各役務）** 1. 墓地の管理者は、死体、遺灰、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの又は遺骨が搬入されるごとに、許可書及び添付の証明書を受領及び保管し、州法律第10条第2項第b号〔現在は、2009年州法律第33号第76条第3項第b号〕に定める所管の局長の命令で定める方法に従い、電磁的性質のものを含めて適当な登録簿に年代順に登録する。

2. 死体の火葬が墓地外での遺灰の散布又は家族への委託を伴う場合には、登録は、第1項に定める方法により、関連する許可書を発行したコムーネが備える登録簿を行う。
3. すべての墓地は、自動装置の形式によるものを含めて監視を行い、コムーネが定める日時に訪問者へのアクセスを保障する。

### 第3章 墓地区域、一般的な技術的諸規定

**第6条（墓地計画）** 1. すべてのコムーネは、州法律第9条第1項第a号、第b号、第c号、第d号及び第e号〔現在は、2009年州法律第33号第75条第1項第a号から第e号まで〕が定める義務を考慮に入れ、計画の承認から20年間の埋葬の必要に応えるため、既存の墓地又は実現されるべき墓地について、一又は複数の墓地計画を定めなければならない。

2. 墓地計画は、地域管轄を有する地方衛生署（ASL）及び州環境局（ARPA）の意見を聴取して、コムーネが決定する。この計画は、10年ごとに見直しを行い、そのほか、計画によって審査された諸要素の重大な変更が登録されるたびに見直しを行う。
3. 第2項に定める意見は、請求の受領の日から60日以内に表明しなければならない。
4. 墓地計画が特定する墓地区域及び関連する緑地帯は、都市計画文書によって受け入れる。
5. 墓地計画の作成に当たり考慮されるべき諸要素は、次に掲げるとおりとする。
  - a) 直近10年間の統計資料及び十分な地域の見積りに基づく、その管轄区域における死亡者数の平均的な状況
  - b) 土葬の方法による埋葬のための場所と収蔵の方法による埋葬のための場所とを区別し、認許の期間との関係も考慮して、既存施設の受入能力
  - c) さまざまな型の埋葬並びに葬送慣習及び関連需要の要求について予期される変化
  - d) 可能な場合には、区域及び施設のより合理的な利用、放棄された墳墓（tomba）の修繕、この規則で特定する施設の利用基準の免除の適用並びに多層式の壁龕の実現によって既存の墓地における墓所の収容能力（disponibilità）を向上させる必要性
  - e) 景観規制及び文化財保護に服する墓地地区、並びに保存又は修理が定められた価値

ある墓碑

- f) 建築上の障害を減少させ若しくは除去する必要性、又は訪問者及び墓地管理者の安全を促進する必要性
  - g) 棺の移動のための機械的手段であって墓地の管理に不可欠なものへのアクセスを保障する必要性
  - h) 職員及び訪問者のための水道設備及び衛生設備の十分な整備を保障する必要性
  - i) 墓地の構造をこの規則が定める指示に適合させる必要性
6. 墓地計画の作成においては、直近10年間の通常の更新期間になされた埋葬であって同じ型のもの数にその50パーセントを加えた数以上の墓穴を含むように、土葬のための最小地表面の区域を定める。更新の時期が10年とは異なる期間で定められているときは、墓穴の最小数は、比例的に計算する。
7. 第6項に定める地表面の決定に当たっては、通常の掘出しを予定しない宗教を告白した者の死体の埋葬を考慮に入れなくてもよい。
8. コムーネが二以上の墓地を有する場合には、土葬に充てられる区域は、一の墓地のみで保障することもできる。ただし、第6項に定めるところに従って計算される最小地表面は、変わらないものとする。
9. 墓地計画の草案の最小限の要素は、別表第一において定める。

**第7条 (新たな墓地の建設又は既存の墓地の拡張)** 1. 既存の墓地の拡張計画及び新たな墓地の建設計画には、別表第一において定める最小限の要素を含んだ文書及び草案を添付する。

- 2. この計画は、地方衛生署及び州環境局の事前の同意を得て、コムーネが承認する。
- 3. 既存の墓地の拡張計画及び新たな墓地の建設計画は、規制区域にかかわるときは、文化財及び環境の保護に関する国及び州の現行規範に従い、景観上及び歴史・芸術上の事前許可を必要とする。
- 4. 歴史的及び史的な墓地については、コムーネは、地方衛生署の同意を受け、保健衛生上の諸条件を遵守して、歴史的・芸術的な財産を保存し及び安置場所 (spazio sepolcrale) の利用を可能にするための特別な措置をとる。

**第8条 (墓地の緑地帯)** 1. 墓地は、地面から2メートル以上の高さを有し耐久性のある適当な囲いによって囲い、1934年7月27日勅令第1265号 (公衆衛生法典) 第338条が定める緑地帯によって住居から分離する。

- 2. 緑地帯は、少なくとも200メートルの幅を有し、その内部には、国の現行規範が定める制限が適用される。
- 3. 緑地帯は、地方衛生署及び州環境局の事前の同意を得て、最小50メートルまで縮小することができる。この縮小は、第6条に定める墓地計画又はその見直しの採択の後においてのみ、コムーネが決定することができる。50メートルの最小区域の内部では、優先的な都市化事業の実現はそのままに、緑地、駐車場及び関連道路並びに墓地の活動に付随する役務施設であって場所の品位及び静謐と両立しうるもののみを設置することがで

きる。

4. 〔省略〕

**第9条（墓地の諸施設）** 1. すべての墓地は、埋葬の前又はやむをえない必要を理由とする一時的な移動の場合に、棺、死体の変性現象によって腐敗を免れたものの容器、骨壺、遺灰壺を安置するための死体安置所を有する。

2.～5. 〔省略〕

6. 墓地区域には、埋葬の前に礼拝、非宗教葬及び葬儀の実施のための教会又は類似の施設を設けることができる。

**第10条（共同納骨堂及び共同遺灰庫並びに記念庭園）** 1. コムーネの少なくとも一の墓地には、掘出し又は取出しに由来する遺骨、並びに死体、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの、それと分かる人体の一部及び死者、その家族又は権限を有する者が他の受入先を手配しなかった遺骨の火葬に由来する遺灰を保管するための共同納骨堂及び共同遺灰庫をおく。

2. コムーネの少なくとも一の墓地には、記念庭園をおく。

3. 共同遺灰庫及び共同納骨堂は、両者が一の施設である場合であっても、地表面の上又は下に建設され、区別しない形で受け入れられる遺灰又は遺骨が公衆の視線から隠されるような方法で設けられる施設で構成する。

4. 新たな受け入れの余地を設けるため、共同納骨堂に納められた遺骨は、定期的に火葬に付す。これによって生じた遺灰は、共同遺灰庫に散布する。

#### 第4章 土葬、収蔵及び火葬

**第11条（埋葬及び埋蔵の許可）** 1. 死体及び死産児の土葬又は収蔵の許可書は、国の現行規範に従って発行する。

1の2.～3の2. 〔省略〕

**第12条（火葬の許可）** 1. 死体の火葬は、州参事会が承認した書式に基づいて検視の職責にある医師による事前の死亡確認を受け、2001年3月30日法律第130号（火葬及び遺灰の散布に関する諸規定）第3条第1項第b号に定める方法で表示された死者の意思に基づき、死亡が生じたコムーネの戸籍官の許可を受けなければならない。

2. 権限を有する者がその住所地のコムーネの戸籍官に対して火葬を行う意思を表明したときは、当該戸籍官は、火葬許可書の発行のため、法律が定める形式で、死亡が生じたコムーネの戸籍官に対し、郵便、ファクシミリ又はテレマティークの方法で記録を送付する。

3. 貧困の場合、家族がない場合、家族が無関心な場合には、死亡が生じたコムーネの戸籍官は、死者が最後に住所を有していたコムーネが火葬費用の支払いを行うよう、このコムーネに対し、発行された火葬許可書を通知する。

4. 共同納骨堂に収められている遺骨については、火葬は、納骨堂が領域内におかれているコムーネが行う。

## 5.～6. 〔省略〕

**第13条 (遺灰の散布の許可)** 1. 遺灰の散布は、死者の意思に従い、死亡が生じたコムーネの戸籍官が許可する。ただし、この規則の施行日にすでに収蔵されていた遺灰の場合には、墓地が存するコムーネの戸籍官が許可する。

2. 遺灰の散布の許可の申請には、州参事会が承認した書式に従い、2003年11月18日州法律第22号第7条第5項〔現在は、2009年州法律第33号第73条第5項〕に定める文書を添付する。この文書には、2003年11月18日州法律第22号第7条第2項〔現在は、2009年州法律第33号第73条第2項〕に従い散布を行う者及び遺灰が散布される場所を表示する。

3. 第2項に定める文書の写しは、墓地施設及び死亡が生じたコムーネで保管する。1部は、遺灰が委ねられた者に引き渡す。

4. 遺灰のみの散布は、現行の立法が定める場所でこれを認める。

5. 死者が自己の遺灰の散布の意思を、その場所を示すことなく生前に表示していたときは、散布の場所は、配偶者、又はこれがないときは民法典第74条、第75条、第76条及び第77条に従って特定される最近親の親族若しくは同一親等の親族が複数あるときはその絶対多数で選択する。火葬から90日が経過し、なんらの指示がないときは、遺灰は、共同遺灰庫又は記念庭園に散布する。

6. 遺灰の散布は、第1項に定めるところを遵守しつつ、すでに収蔵がなされた遺灰についても許可することができる。

**第14条 (遺灰の引渡し及び寄託)** 1. 各死体の火葬によって生じた遺灰は、受入先との関係で耐久性のある素材でできた適当な遺灰壺であって、蠟づけ（加熱しない場合を含む。）又は凝固したときに確実に耐久力のある接着剤によって閉じることができるもの集める。この遺灰壺の外側に死者の氏名、生年月日及び死亡年月日を表示する。

2. 火葬の残余物を納めた遺灰壺の移動は、死体の搬送について定める衛生上の予防措置のいづれにも服しない。

3. 家族への遺灰壺の寄託は、死者の明示的な意思、又は配偶者若しくはこれがないときは民法典第74条、第75条、第76条及び第77条に従って特定される最近親の親族若しくは同一親等の親族が複数あるときはその絶対多数が表示した意思がある場合に行うことができる。

4. 遺灰壺の引渡しは、以前に収蔵がなされた遺灰、又は死体の変性現象によって腐敗を免れたものであって掘出し若しくは取出しのなされたものの火葬に由来する遺灰についても行うことができる。

5. 権限ある者間で不一致がある場合は、遺灰壺は、一時的に墓地に収蔵する。

6. 第3項に定める者は、死亡が生じたコムーネ又は遺灰が収蔵されたコムーネに対し、州参事会が承認した書式に従い、州法律第7条第5項〔現在は、2009年州法律第33号第73条第5項〕に定める文書であって遺灰壺の引渡しを受ける者の身分及び住所を明らかにするものを提出する。この文書は、3部を提出し、1部は死亡が生じたコムーネで保存し、1部は火葬場の責任者が保存し、1部は遺灰壺の引渡しを受ける者が保存する。

7. 受託者又はその相続人は、遺灰の寄託を取りやめたい場合は、これを共同遺灰庫に差し出し又はその収蔵を行うことができる。
8. 家族への遺灰の寄託は、いかなる場合においても、私的墓所の設置の許可を意味するものではない。

**第15条（土葬のための区画及び墓穴、その特質及び利用）** 1. 土葬に充てられる区画は、地質学的及び鉱物学的構造並びに力学的及び物理的特質ゆえに、死体の白骨化過程を促進するのに適した土地に配置する。土葬のための墓穴の底面は、浸潤層から少なくとも50センチメートルの距離を空けなければならない。

2.～4. 〔省略〕

5. 10歳以上の人の死体の土葬のための墓穴は、1.5メートルから2メートルの間の深さを有する。墓穴は、最も深い部分においては、少なくとも2.2メートルの長さで、少なくとも80センチメートルの幅を有し、相互に両側から少なくとも30センチメートル離さなければならない。

6. 10歳未満の子どもの死体の土葬のための墓穴は、1メートルから1.5メートルの間の深さを有する。墓穴は、最も深い部分においては、少なくとも1.5メートルの長さで、少なくとも50センチメートルの幅を有し、相互に両側から少なくとも30センチメートル離さなければならない。

7.～9. 〔省略〕

10. 土葬されるすべての死体は、棺おけに納め、他の墓穴から離れた墓穴に埋めなければならない。出産に伴って死亡した母親と新生児のみは、同じ棺おけに納めることができる。

11. 死体の土葬には、木製の棺おけのみを用いる。自然素材のシーツのみを用いた埋葬が請求されたときは、コムーネは、保健衛生上の予防のため地方衛生署の事前の同意を受けて許可書を発行することができる。

**第16条（壁龕への収蔵）** 1. 地下又は地上の壁龕は、縦及び横に列を成し、集合的なもの又は個人のものでありうる。

2. すべての壁龕には、一の棺のみを置く。出産に伴って死亡した母親と新生児のみは、同じ棺おけに納めることができる。

3. 棺の有無にかかわらず、壁龕には、その容量に応じて、一又は複数の骨壺、遺灰壺、死体の変性現象によって腐敗を免れたものの容器を置くことができる。

4. すべての壁龕は、他の棺を動かすことなく棺の収蔵又は取出しをなしうるような方法で設ける。

5. この規則の施行後に壁龕の建設又は改造の許可書が発行される要件は、別表第二で定める。

6. コムーネは、新たな壁龕の建設又は既存の壁龕の改造を許可し、許可された計画の遵守を検査する。

7.～10. 〔省略〕

**第17条 (墓所の同定)** 1. すべての墓穴、壁龕、墓所、ニッキアは、十分に耐久性のある素材で作られた標識、碑板又はその他の支柱で目印を付ける。この標識、碑板又はその他の支柱には、死者の明示的な反対の意思がある場合を除き、耐久性があり容易に変更できないような方法で、氏名、生年月日及び死亡年月日、並びに墓地の受入役務が付した、文字及び数字による識別番号を表示する。

2. 家族又はその他の利害関係人によって設置される標識、碑板又はその他の支柱は、コムーネの条例が定める諸規範及び諸条件に従わなければならない。

**第18条 (棺おけの特質)** 1. 州の領域内で搬送、埋葬及び火葬がなされる場合には、棺おけは、別表第三に定める要件を充たし、別表第三に定める方法で作製する。その他の場合には、棺おけの要件は、1990年9月10日共和国大統領令第285号(死体取扱規則)第30条が定めるところによる。

2. 土葬、火葬及び多層式壁龕への収蔵については、木製の棺おけのみを用いる。

3. 防水性の壁龕に埋蔵される死体は、木製の棺おけと金属製の棺おけの二重の棺おけに納める。

4. [省略]

**第19条 (火葬場及び火葬手続)** 1. 州は、2001年法律第130号第6条が定める計画化の範囲内で、既存の火葬場及び実現されるべき火葬場並びに各利用対象地域を特定する。

2. 計画化の範囲内で、死体又は木製若しくは亜鉛製の棺おけに納められた死体の変性現象によって腐敗を免れたものの火葬のための火葬場を少なくとも一つ定める。

3. 火葬場は、墓地の囲いの内部に建設し、コムーネの監督に服する。新たに建設する火葬場については、非宗教的又は宗教的な葬礼のための隣室を定める。

4. 火葬場の建設計画は、請求の受領から60日以内になされるべき州環境局の同意に基づき、コムーネが承認し、この計画には、用地の環境的特質及び施設の技術的特質並びに大気汚染から大気を保護する装置を示した報告書を添付する。

5. 死体、人骨、それと分かる人体の一部、死体の変性現象によって腐敗を免れたものは、遺灰の同定のための方策をして火葬場に受け入れる。

6. 火葬場の管理及び維持は、公的主体又は私的主体が行う。火葬役務の供給が葬送活動も営む主体によってなされるときは、2003年11月18日州法律第22号第9条第3項〔現在は、2009年州法律第33号第75条第3項〕に従い、必ず会社を分離しなければならない。

**第20条 (掘出し及び取出し)** 1. 土葬用地の通常の更新期間及び白骨化過程を促進するための土壌処理の手続は、州法律第9条第8項第b号〔現在は、2009年州法律第33号第75条第7項第b号〕に従いコムーネが定める。

2. 通常の取出しは、認許期間の満了後、又は別の収蔵をする場合であって、多層式壁龕であるときは少なくとも10年、防水性の壁龕であるときは少なくとも20年が経過した後に行う。

3. 新たな棺を置くために取出しがなされるときは、壁龕の使用権の残余期間は、使用されている当初の認許を必要な期間だけ延長し、防水性の壁龕であるときは少なくとも20

年、多層式壁龕であるときは少なくとも10年と等しいものとする。

4. 墓所の使用権の満了による通常の掘出し又は取出しの作業は、満了する墓所の一覧をコムーネの掲示板及び墓地の入口に少なくとも90日間公に掲示することにより、コムーネが事前に公示する。
  5. 第4項に定める公の掲示によって、市民は、墓地作業の実施期間及び死体の変性現象によって腐敗を免れたものについて定められた取扱い、土葬、収蔵又は火葬の開始の通知を受ける。死体の変性現象によって腐敗を免れたものは、家族の請求に基づき、私的墓所に収蔵することもできる。遺骨又は死体の変性現象によって腐敗を免れたものの受入先について家族の意思が表示されないときは、コムーネが一般的に定める取扱い（火葬を含む。）への同意があったものとみなす。
  6. 棺は、次に掲げる場合には、第1項及び第2項に定める期間の満了前に、例外的に掘り出し又は取り出すことができる。
    - a) 司法機関の命令があるとき
    - b) 他の墓所に搬送するとき
    - c) 火葬に付すとき
  7. 通常の及び例外的な掘出し及び取出しは、墓地の管理職員の立会いの下で行い、この職員は、コムーネが定める方法に従い作業する。コムーネは、保健衛生上の性格を有する特別な予防措置をとる必要があるときは、地方衛生署の職員の立会いを請求することができる。
  - 8.～12. [省略]
  13. 掘出し及び取出しは、請求の受領から60日以内に所轄の地方衛生署がその意見を表明した基準に従い、コムーネが規律する。地方衛生署が意見を表明しないときは、同意があったものとみなす。
  14. 掘出し及び取出しの作業の費用は、これを請求した者又はこれを命じた者が負担する。
- 第21条（墓地の廃棄物）** [省略]

### 第5章 墓地における私的墓所

- 第22条（墓地の認許）** 1. コムーネは、自然人又は2000年2月10日共和国大統領令第361号（私法人の承認手続並びに設立行為及び定款の変更（1997年3月15日法律第59号別表第一第17号）の認可の簡素化に係る諸規範に関する規則）に従って法人登録簿に登録された社団若しくは法人に対し、とりわけ宗派を理由として差別することなく、コムーネの条例で定める方法及び料金に従って、個人、家族及び集団の土葬又は収蔵という方法による埋葬を行うための区画の使用を認許することができる。コムーネは、さらに、墓所として使用が認許されるべき墳墓又は施設を建築することができる。
2. コムーネが墓地の管理の全部又は一部を第三者に委託する場合には、委託がなされた期間について、私的墓所を設置し及び使用させる権限は、役務契約及びコムーネの条例が認める条件で、当該コムーネが定める基準及び料金であって住民たる市民に均等なア

クセスの機会を保障するものに従い、管理者にも属する。

**第23条（墓碑、碑板及びその他の墓地の構造物並びに維持に係る義務）** 1. 私的墓所の建築計画はそれぞれ、墓地計画の規定に従って、コムーネが認可する。

2. 私的墓所には、収蔵又は土葬のいずれの方法がとられるかに応じて、この規則が定める一般的諸規定を適用する。私的墓所は、墓地外部との通路を有しない。
3. 私的墓所の被認許者は、構造物が良好な保存状態にあることをその費用で維持する。違反のあるときは、コムーネの条例が定めるところに従い、コムーネの事前の警告を経て、認許は失効する。

**第24条（私的墓所の使用権）** 1. 自然人に認許される私的墓所の使用権は、被認許者、権利保有者、事実上の配偶者、これらのものに関して特別の寄与のあった者の死体、遺骨、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの又は遺灰の埋葬に限られる。

2. 社団又は法人に認許される私的墓所の使用権は、社団又は法人の定款及び認許文書が定める規範に従い死亡のときに権限を有することが明らかな者の死体、遺骨、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの又は遺灰の埋葬に留保される。

**第25条（墓地の認許の期間、継承、失効、撤回、消滅）** 1. 墓地の認許は、コムーネの条例で定めるところに従い、99年を超えない期間で定めた期間とする。

2. 納骨所における墓所の使用の認許は、そこに収蔵される棺又は壺がある場合にのみ割り当てられる。ただし、まだ死亡していない配偶者若しくは一親等の親族の将来の合葬の観点から壁龕の予約がなされる場合又は墓地計画が第6条第1項に定める必要に関して余剰墓所の設置を定めている場合は、この限りではない。
3. 認許は、次の場合に消滅する。
  - a) 期限が満了し、更新がなされない場合
  - b) 墓地が廃止された場合
  - c) 権利を有する最後の被認許者の死亡から20年が経過した場合
  - d) 第4項に定める撤回があった場合
4. 墓地の認許は、公の利益を理由とする場合、例外的な事象若しくは災害の場合又は歴史的芸術的な価値のある作品の保護を理由とする場合には、撤回することができる。歴史的・芸術的な価値のある墳墓の地区及び特定基準は、墓地計画に含まなければならない。

## 第6章 墓地の廃止

**第26条（墓地の廃止の手続）** 1. 墓地の廃止は、第6条所定の墓地計画が定める条件で許可することができる。

2. 廃止は、コムーネの請求に基づき、州環境局が事前に現地を調査し、その意見を聴取して、地方衛生署が許可する。コムーネの申請には、次の事項を報告する技術上の報告書を添付する。
  - a) 現在の土葬の状況

- b) 死体、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの及び遺骨の移動計画
  - c) 当該区域が再利用される用途
3. 第1項に定める許可は、当該区域が他の目的に充てられうるための適当な解決法に加えて、当該区域を再利用しうる条件及び経過期間を示す。
  4. 墓地の廃止の場合、私的墓所の被認許者である社団、法人及び自然人が有する権利は、当初の認許に従って帰属する残余期間について又は消滅する認許の期間が99年より長い場合若しくは永代認許の場合には99年間について、廃止される墓地においてそれまで自己に認許された墓所に相当する墓所を新たな墓地において無償で得る権利、並びに掘出し及び取出しの作業を含めて棺又は遺骸の運搬を無償で受ける権利のみとする。
  5. 1990年共和国大統領令第285号の施行以前に特別な取極めが結ばれている場合は別にして、墓碑 (monumento sepolcrale) の建設及び移設の費用並びに自ら選んだ事業者によってなされるときはその運搬の費用は、被認許者の負担とする。
  6. 廃止される墓地に存する既存の私的墓所に設置された墓碑及び墓標 (segno funebre) は、認許期間の間、被認許者の所有に属し、規制に服する芸術的価値のある作品にかかわらないときは、被認許者は、これを新たな墓地又はその他の場所に移転することができる。
  7. コムーネは、歴史的価値又は芸術的価値のある墓材及び墓標を、その選択に基づき同じ場所、他の墓地又は公の場所で自由に保存することができる。

## 第7章 墓地外の墓所

- 第27条 (墓地外の私的礼拝堂及び特別な墓地)** 1. 墓地の外に建設された私的な氏族礼拝堂 (cappella privata gentilizia) は、これを所有する家族の一員、権利保有者及び事実上の配偶者の死体、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの、遺骨又は遺灰の収蔵にのみ充てることができる。
2. 氏族礼拝堂の建設、拡張又は変更の計画は、都市計画文書の定めに従いつつ、地方衛生署及び州環境局の意見を聴取して、その費用はすべて請求者の負担で、コムーネが認可する。
  3. 第2項に定める計画は、礼拝堂の特質に加え、関連する地形学的な描写を付して、緑地帯の全体についても報告する。
  4. 建設が規制地域に差しかかるときは、関連する計画は、文化財及び環境の保護に関する現行規範が定める、景観及び歴史・芸術に係る事前の許可を必要とする。
  5. 私的な氏族礼拝堂に存する墓室は、墓地における私的墓所についてこの規則が定める要件を充たさなければならない。礼拝堂は、公衆には開放しない。
  6. 氏族礼拝堂の建設、変更、拡張及び使用は、これが建築物の周囲から25メートルから50メートルまでの半径を有する緑地帯で取り囲まれ、最大で15の棺を収容する能力と納骨堂又は遺灰庫を備えているときのみ、認める。緑地帯は、建物を建築することができず、譲渡することができないという制限に服する。

7. 1934年勅令第1265号〔公衆衛生法典〕の施行以前に存在していた私的な氏族礼拝堂及び特別墓地は、この規則が定めるところに服する。
8. 本条第2項及び第7項に定める規定は、1934年勅令第1265号が定める私的な氏族礼拝堂にも適用する。

**第28条 (特権的な収蔵)** 1. 州法律第9条第7項c号〔現在は、2009年州法律第33号第75条第6項c号〕に従い許可される特権的な収蔵は、適用可能な限りでこの規則の定め並びに環境上、歴史上及び芸術上の財産に関する規制を遵守して行う。

## 第8章 ペットの埋葬区画及び埋葬地

**第29条 (ペットの埋葬区域の実現方法)** 〔省略〕

**第30条 (ペットの埋葬)** 〔省略〕

## 第9章 葬送活動

**第31条 (葬送活動)** 1. 葬送活動は、必要な保健衛生上の措置を遵守して、2003年州法律第22号第8条第2項〔現在は、2009年州法律第33号第74条第2項〕に定める主体が行う。

2. 〔省略〕
3. コムーネは、条例により、葬送活動の遂行に関する規範を定めることができる。ただし、この活動を許可された主体に新たな負担を課すことはできない。
4. 次に掲げるものは、コムーネの行政作用である。コムーネは、保健衛生上の側面について、州環境局を利用する。
  - a) 葬送活動に対する規律及び監督
  - b) 葬送活動の遂行について求められる要件の永続性の認証
  - c) 遺体、死体、遺灰、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの及び遺骨の搬送に対する規律及び監督
5. 葬送活動を行う主体は、これが行われる場所に、すべての物品及び役務の料金表を掲示する。

**第32条 (葬送活動を行う主体の許可及び消極要件)** 〔省略〕

**第33条 (遺族及び競争の保護)** 1. コムーネは、家族及び権限を有する者に対し、葬送活動の遂行を許可された主体の中から自由に選択する権利を保障する。この権利の制限をもたらすすべての行為は、この規則に対する違反を構成する。

2. 〔省略〕
3. コムーネは、2003年州法律第22号第8条第7項〔現在は、2009年州法律第33号第74条第7項〕に従い、その領域に居住する市民に対し、定期的に、さまざまな葬送方法とりわけ埋葬及び火葬の形式、並びに関連する費用の概略に関する情報を提供する。これに加え、コムーネは、居住する市民に対し、第32条に従い、葬送活動の遂行を許可された主体の任務に関する情報を提供する。
4. 〔省略〕

**第34条（霊柩搬送）** 〔省略〕

**第35条（死体、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの、人骨又は遺灰の搬送許可）** 1. 死体、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの、死産児、中絶児、それと分かる人体の一部、人骨又は遺灰の搬送は、国の現行規範に従って許可する。

2. 死亡が生じた施設の内における死体の移動は、第1項の適用を受けない。この移動は、いかなる資格においても葬送活動を遂行する者と関係をもちえない者のみが行う。
3. 現になされている死体取扱役務の運営であって第2項が定めるところに合致しないものは、この規則の施行から12か月の経過後に停止する。

**第36条（死体の搬送に関する事前認証）** 〔省略〕

**第37条（霊柩搬送の手段及び車庫の要件）** 〔省略〕

**第38条（葬送活動の時間及び方法）** 1. コムーネは、死体の搬送のための時間、方法及び認められる経路並びに一時的安置のための場所及び方法を指定する基準を定める。礼拝場所における一時的安置のための基準は、宗教祭司の意見を聴取して定める。

2. コムーネは、さらに、葬送活動の事務所の最低営業時間を定める。

**第39条（遺体の搬送）** 〔省略〕

**第10章 死亡に由来する義務の履行及び死体の取扱い**

**第40条（死因及び死亡確認の申告）** 1. 死因の申告は、国の現行規範が定める方法及び情報流れ図に従い、死亡から24時間以内に行う。

2. 死因の申告は、死亡を看取った医師及びこれがないときはその役割を帯びた者が行う。
3. 死因鑑定又は検死の場合には、死因の申告は、この検査を行った医師が行う。
- 4.～5. 〔省略〕

6. 死亡確認は、次に掲げる者が、州参事会が承認した様式で行う。

- a) 死亡が衛生施設で生じ、遺体が安置期間の間他の施設に移動させられていないときは、衛生施設の長又はその委任を受けた医師
- b) その他の居住施設、社会衛生施設又は社会支援施設における死亡の場合には、その施設の長若しくは衛生責任者又はその委任を受けた医師
- c) 私的住居又はその他前各号に該当しない場所における死亡の場合には、その地域を管轄する地方衛生署が検死作用を委託した医師

7. 死亡確認は、死亡から24時間以内に行う。死亡が休日に生じた場合は、死亡確認は、これに続く最初の平日の8時までに行い、この場合であっても死亡から48時間が過ぎてはならない。

**第41条（安置期間及び死体安置所）** 1. 地方衛生署は、2003年州法律第22号第10条第1項第b号が定めるところに従い、死亡者数の推移、並びにコムーネの既存の死体保管所及び死体安置所、及び資格を有する衛生施設の死体安置室の稼働能力に基づいて、施設の追加需要を特定する。この施設の費用は、住民数に比例してコムーネの間で分担する。

2. 家族が異なる請求をしたときを除き、入居型の保護衛生施設又は社会衛生施設にお

る死亡の場合には、安置は、その施設の死体安置室において行う。

3. 公の場所又はその地域を管轄する地方衛生署が不衛生と認める住居で死亡した主体の場合には、安置の実施又は死因鑑定、検死若しくはその他司法当局が行う措置の実施のため、遺体は、資格を有する保護衛生施設又はコムーネの死体保管所に搬送する。
4. 第3項に定める遺体の安置は無償とし、葬送活動を遂行する公的又は私的な運営者に管理させることができない。
5. 家族の請求に基づき、遺体は、安置の実施のため、死亡の場所から次に掲げる場所へと搬送することができる。
  - a) 告別室
  - b) 衛生施設の死体安置室
  - c) コムーネの死体保管所又は死体安置所
  - d) 自己又は家族の住居
6. 第5項に定める搬送は、第39条に定める方法に従って行い、請求をした家族の負担とする。
7. 公の利益を理由として及び例外的な場合には、コムーネの長は、安置期間の間遺体を安置するために、衛生施設の場所、告別室、死体保管所を自由に使用することができる。
8. 第4項に定める管理であってこの規則の施行日に現に行われているものは、本条が定めるところに反するときは、この規則の施行から12か月以内に停止する。

**第42条 (告別室)** 1. 葬送活動を行うことを許可された主体は、告別のための自己の役務施設を設置し、運営することができる。

2. 住居、保護衛生施設又は医療衛生施設で死亡した者を受け入れ、保管するための告別室の運営に関する許可は、葬送活動を行うことを許可された主体に対し、次に掲げる事項を事前に認証して、コムーネが行う。
  - a) 2003年州法律第22号第4条第7項〔現在は、2009年州法律第33号第70条第7項〕が定める要件をみだしていること
  - b) ありうる生命の徴候の判定のため、安置期間の間、遠隔式警報装置による場合も含めて、監視が確保されること
3. 告別室は、州参事会が特に処分によって定める方法及び条件に従って、防腐処理及びエンバーミングの活動の遂行を想定することができる。
4. 告別室は、死体保管施設 (struttura obitoriale)、公立若しくは私立の衛生施設又はその隣接地又は社会衛生施設若しくは社会支援施設には設置することができない。
5. コムーネは、保健衛生の側面について地方衛生署を利用しつつ、自己の領域内に存する、告別のための役務施設の運営を統制する。
6. 告別室の運営者は、告別のための役務施設に関する給付の料金表をコムーネに送付する。

**第43条 (死因鑑定及び検死)** 〔省略〕

**第44条 (研究に用いられる死体)** 〔省略〕

**第45条（臓器移植目的での死体の一部の摘出）**〔省略〕

**第46条（防腐処理及びエンバーミング）**〔省略〕

**第47条（施行）** 1. この規則は、州公報への公布の日続く90日目から施行する。

2. この州規則は、州公報に公布する。

3. この規則をロンバルディア州の規則として遵守し及び遵守させることは、州民の義務である。

**別表第一 墓地計画並びに新規墓地の建設及び既存墓地の拡張の計画の文書**（第6条第9項及び第7条第1項関係）〔省略〕

**別表第二 収蔵に充てられる壁龕の要件**（第16条第5項関係）〔省略〕

**別表第三 棺の特質**（第16条第9項第b号並びに第18条第1項及び第4項関係）〔省略〕

### 3. コムーネの規範

#### 3-1. ミラノ市死体取扱条例（2015年1月19日条例第1号）

##### 第1章 総則

**第1条（目的）** この条例は、地域的な条件及び必要並びに各市民の多様な宗教的及び文化的な感受性を考慮しつつ、現行諸規範を尊重し、固有の自治権の範囲内で、コムーネの行政当局が人の死にかかわるすべての活動及び役務を規律するための手段である。

**第2条（料金）** ① 個人が請求するものであれ、職権で行われるものであれ、提供される役務及び物品は、有償とし、市の行政当局が定める料金の支払いに服する。ただし、これらが貧困状態にある死者、貧窮状態にある家族に属する死者又は家族が無関心な死者にかかわるときは、この限りではない。

② 支払いは、原則として、役務の提供の前になされなければならない。

③ 市議会は、住民でない市民に関して、又は特に取極めがあるときを除き、他のコムーネ若しくは法人が請求した役務がある場合に関して、異なる料金を定めることができる。

④ 市議会はさらに、記念墓地を訪れる団体観光客の入場について入場料金を設定することができる。金額の決定は、既に市立美術館に関して用いられている基準に従うものとする。関連収入は、記念墓地における工事の資金を提供するために用いるものとする。

⑤ 市の料金は、毎年、政府中央統計局（Istat）が決定する消費者物価指数に基づいて見直す。

**第3条（無償の役務、優遇措置）** ① 貧困状態にある死者、貧窮状態にある家族に属する死者又は家族が無関心な死者にかかわるときは、次に掲げる役務は無償とし、市が負担する。

- ・ 葬送役務（棺おけの提供、死亡地から葬儀のために選ばれた場所、さらに市の領域内の受入地への搬送）

- ・共同墓地区域における埋葬，又は請求があるときは，火葬及び共同遺灰庫への遺灰の受託
- ・関連手続の処理。これには遺灰の委託又は散布を含む。
- ・職権で行われる掘出し作業及び共同納骨堂への遺骨の受託

②～⑧ 〔省略〕

⑨ 市の行政当局は，慣習的価格での役務の実施のため，欧州共同体の規範が定める透明性及び差別禁止の原理を尊重して特定される葬儀事業者との取極めを促進する。

**第4条（管理及び監督）**① 市は，葬送活動の規律及び監視の権能を行い，組織的な側面及び執行方法を規律することで，この問題に関する現行規範の規定に従って墓地活動及び死体保管活動を管理する。

② 市の行政当局は，この条例の適用の検査のため，定期的な統制を含めて，いつでも統制を行うことができる。

③ 市は，墓地施設の管理を確保する。墓地施設は，公有財産であり，関連区域は，通常の共同使用に服する。管理義務は，死体取扱いの権能の行使及び活動の遂行並びに墓地の公役務の遂行と密接に関連するものと理解される。その結果として，墓所及び家族墳墓の管理義務は，専ら各所有者が負う。

④ 市は，墓地において，直接の管理又は第三者への委託を通じて献灯（*illuminazione votiva*）役務を保障する。

⑤ 市の施設において葬送活動，墓地活動及びこれらに付帯する活動に関連する提供及び契約をすることは，何人に対しても禁止する。

⑥ 市の行政当局による許可がある場合を除き，大衆向けの資料又は宣伝用資料の配布，展示及び掲示は，禁止する。

## 第2章 死亡に由来する義務の履行及び葬送活動

**第5条（死亡に由来する義務の履行）**死亡届又は死亡診断書に関しては，戸籍法令及びこの問題に関する現行規範を参照する。

**第6条（安置期間及び死体安置所）**① 死体の安置期間に関しては，国及び州の諸規範が定めるところを参照する。

②～⑦ 〔省略〕

**第7条（葬送活動）**① ミラノ市における葬送活動は，州の現行規範に従って，ロンバルディア州のコムーネの行政当局が発する許可を有する主体が行うことができる。

②～⑤ 〔省略〕

**第7条の1（霊柩搬送）**① 搬送元がどこであるかにかかわらず遺体の搬送及び他のコムーネからの棺の搬送は，毎日いつでも行うことができる。その他の場合には，霊柩搬送の時間は，市の行政当局が定める。

② 〔省略〕

③ 遺骨及び遺灰の運搬は，事前に許可を得て，何人もこれを行うことができる。

④ 〔省略〕

**第7条の2（葬送役務）**

- ① 葬儀の計画準備は、利害関係人の自由な選択による。何人によるものであっても、この選択を方向づけ又は条件づけるためになされるすべての行為は、違法である。
- ② 市の役所における、葬送役務を確定するための手続の処理は、親族のうちの1人、死者と同居していた者、死亡を知らされた者又は正規の委任を受けた葬儀事業者が行うことができる。
- ③ 葬送役務を請求する者は、死者の処分について権限を有する者の事前の同意を得て、その名でかつその費用で行為する。
- ④ 死者の住居からその所属する教会又はより一般的には葬儀の場所までの途中、棺に従う葬列を実施することは、これを請求することができる。
- ⑤ 〔省略〕
- ⑥ 葬送は、1年のいずれの日にも行うことができる。日曜日及び祝日の日中における葬送は、市の組織上の必要と両立するときは、住居又は類似の施設からなされる場合のみならず、病院施設からなされる場合であっても、予定することができる。
- ⑦ 所定の役所は、必要に応じて、葬送役務の時間、その遂行の方法並びに一時的な安置の場所及び方法を定める。
- ⑧ 棺は、宗教上の目的で教会（chiesa）若しくは寺院（tempio）又はその他の場所に一時的に安置し、又は通常儀式を行う間、非宗教的な追悼のための部屋に一時的に安置することができる。
- ⑨ 所属する教会以外の場所における葬儀（essequie）の執行は、宗教祭司の事前の同意を得て、これを許可することができる。
- ⑩ 葬儀が終わったときは、霊柩車は、最も短い経路をたどって、埋葬又は一時的安置の場所へと直接に赴かなければならない。
- ⑪ 特別な葬儀の場合及び正当な理由がある場合に事前の許可があるときを除き、経路の途中で一時的に安置することは認めない。
- ⑫ 死者の日常的な住居以外の場所における棺の一時的安置の請求は、建物管理者又は葬儀が執り行われる場所を住所とする法人又は団体の代表者の同意を添付しなければならない。

**第8条（墓地計画）** ① 墓地の内部における区域の利用は、市の行政当局が定期的に更新する墓地計画により規律する。墓地計画は、十分に公示するものとする。

② 墓地計画は、埋葬に充てられる区域に加えて、訪問者の休憩及び社交のための区域並びに集合的な記憶及び墓地の歴史的及び文化的な側面を活用する提案を実現するための場所を定めることができる。

**第9条（墓地外の墓所及び特権的な収蔵）** 墓地外の墓所及び特権的な収蔵は、現行諸規範により規律する。墓地外の私的礼拝堂における死者の収蔵に関しては、郊外墓地の家族墳墓への収蔵についての現行料金を適用する。

### 第3章 墓所の種類及び墓地の認許

**第10条 (墓地への受入れ)** ① ミラノ市の墓地においては、他の受入先が請求され又は指定されないときは、市の領域内に居住していた死者又はその領域内で死亡した死者を受け入れ、埋葬する。人体の一部及び胎児は、現行規範に従って受け入れる場合、その埋葬が請求されないときは、火葬に付し、遺灰を共同遺灰庫に受託するのを通例とする。

② 〔省略〕

③ 住所及び死亡地にかかわらず、家族墳墓に埋葬されるべき死者は、同様に受け入れる。

④ 埋葬は、各施設における収容能力と両立する限り、葬送役務の確定について手続の処理を行う主体（第7条の2第2項参照）が指定する墓地で行う。死者の受入先についてなら特定の意思が示されない場合は、市の行政当局は、職権で対処するものとする。

⑤ 正当な理由があるときは、市の行政当局は、市外で死亡した者であって住民ではないものに対しても、ミラノの墓地での埋葬を許可することができる。

**第11条 (特別区画)** ① それと分かる人体の一部、死産児及び胎児は、現行規範に従って受け入れる場合、家族又は権限を有する者の請求に基づき、墓地内の特にそれらに充てられる区画においてのみ埋葬することができる。

② さらに、墓地計画を尊重しつつ、市の行政当局との間で事前に取極めを結ぶことにより、次に掲げる者の埋葬に充てられる特別区画を定めることができる。

- ・さまざまな民族共同体及び宗教共同体に属する者
- ・平時又は戦時における軍人犠牲者又は民間人犠牲者
- ・自然災害の犠牲者
- ・マフィアの犠牲者

③ 例外的な場合には、非営利的な法人又は共同体のための他の特別区画を設けることができる。

**第12条 (名誉市民の埋葬)** 〔省略〕

**第13条 (埋葬の種類)** 墓地は、次に掲げる種類の埋葬を認めるのを通例とする。

- ・10年を下回らない期間、10歳以上の年齢の死者を共同墓地 (campo comune) に土葬すること
- ・生物分解性の物質によって処理されているときは2年を下回らない期間、又は5年を下回らない期間、未腐食死体墓地 (campo indecomposti) に土葬すること
- ・10年を下回らない期間、10歳未満の死者を土葬すること (子ども墓地)
- ・5年を下回らない期間、胎児墓地に土葬すること
- ・5年を下回らない期間、それと分かる人体の一部の墓地に土葬すること
- ・特別な取極めで定められた期間、前条に定めるさまざまな民族共同体及び宗教共同体に属する死者を土葬すること
- ・納骨所又は石棺 (sarcofago) への収蔵、遺骨及び遺灰用区画又は墓地への収蔵、共同納骨堂又は共同遺灰庫への受託
- ・記念庭園 (giardino del ricordo) 及びより一般的にはこの葬法に充てられる区域での

## 遺灰の散布

**第14条 (収蔵のための施設の認許)** ① 墓地は、棺、骨壺又は遺灰壺の収蔵のための施設を有する。この施設は、認許によって割り当て、認許の期間は、被認許者の選択により次のとおりとする。

- 納骨所及び石棺 30年又は40年
  - 遺骨及び遺灰の埋葬庫 20年又は30年
- ② 市参事会は、先に掲げられていない施設の認許の期間を定めることができる。ただし、その期間は、40年を超えてはならない。
- ③ 納骨所、石棺並びに遺骨及び遺灰の埋葬庫の認許は、請求に基づき、一度だけ、当初の認許の期間の半分と等しい期間、更新することができる。
- ④ 認許により割り当てられたすべての施設は、これを更新するためには、施設の認許に関する料金であって請求の時点で効力を有するものの3分の2に等しい料金を支払うことを必要とする。更新請求は、当初の認許期限の満了の6か月前までに行わなければならない。
- ⑤ 更新されない場合又はこの更新の期間が経過したときは、市は、職権で、収蔵された死者の取出しを行い、その遺骸を納骨堂若しくは遺灰庫に委託し又は遺骸をこれに充てられる墓地に土葬する。
- ⑥ 割り当てられた個別の収蔵空間を当初の認許の残余期間の間、再び利用することは、これを認める。被認許者又は権利保有者は、親族、姻族又はミラノ市の民事連帯契約 (unione civile) 登録簿への登録によっても証明される親密な関係にある者の新たな遺体、遺骨及び遺灰の収蔵を請求することができる。
- ⑦ 納骨所を新たに再利用する場合、使用権の期間は、20年を超えるものでなければならない。期間がこれを下回る場合、被認許者は、施設に対応する料金を支払わなければならない。
- ⑧ 納骨所、石棺及び遺灰の埋葬庫は、70歳に達し、かつ生存している親族を2親等内にもたない者に対してのみ、生前に割り当てることができる。
- ⑨ 遺灰の埋葬庫は、火葬の意思を公的に表示した場合にのみ、生前に割り当てることができる。
- ⑩ 遺骨の埋葬庫は、遺骨が掘り出され、取り出され又は発見されたときのみ、認許によって割り当てることができる。
- ⑪ 埋葬庫の内部には、個別の空間に収蔵されるべき死者が親族関係、姻族関係又はミラノ市の民事連帯契約登録簿への登録によっても証明される親密な関係によって結びついているときは、用いられるべき施設の内部の広さと両立しうる限り、2つの遺灰壺のみを収蔵することができる。収蔵されるべき死者が親族関係、姻族関係又はミラノ市の民事連帯契約登録簿への登録によっても証明される親密な関係によって結びついているときは、利用しうる内部空間と両立しうる限りにおいて、棺を収蔵した後にのみ、これに加えて、3つの遺灰壺、2つの遺灰壺と1つの骨壺、又は2つの骨壺と1つの遺灰壺を

収蔵することができる。

- ⑫ 不定期の認許は、第20条の適用を除いて、その永続性を維持する。永続的な拘束力の放棄は、いつでも請求することができる。この請求は、被認許者又は権利保有者の選択に従い、永続的な認許の99年間の認許への転換又は当初の認許の放棄をもたらす。

**第15条 (火葬)** ① 火葬の許可書は、死者による意思表示の方法をも規律する現行諸規範に基づいて発行する。この点に関しては、民法典第587条第2項に定める遺言の形式を有する文書に含まれている場合にのみ、死者のいかなる意思表示も有効とみなす。

- ② ミラノ市は、技術上の困難又は重大な理由によって妨げられないときは、市の領域内に居住し又は領域内で死亡した市民の火葬を保障する。住民ではない市民及び市の領域内で死亡したのではない市民の火葬は、組織上の必要及び設備の稼働能力と両立しうる限りで、これに応える。

③ [省略]

- ④ 市は、遺灰を、適当な壺に入れて、引き渡す。又は、市民は、自らが準備した壺に遺灰を入れるよう求めることができる。遺灰壺は、蓋を閉めて封印しなければならない。1人の死者の遺灰のみを入れることができる。遺灰壺の外部には、死者の氏名並びに生年月日及び死亡年月日を表示しなければならない。何人も遺灰壺を要求しないまま6か月が経過したときは、遺灰は、共同遺灰庫に委託し、遺灰壺は処分するものとする。

⑤ 遺灰の委託及び散布は、現行諸規範によって規律する。

- ⑥ 遺灰の委託は、個人に対して行う。その結果として、受託者は、その適切な保管について責任を負う。

⑦ 遺灰の散布は、市参事会の処分定められるべき関連料金を事前に支払い、ランブラーテ墓地の内部に設置する記念庭園又はこの目的に充てられる墓地区域において行うことができる。

**第16条 (掘出し及び取出し)** ① 通常の掘出しは、市の行政当局が定める計画に従い、この条例の第13条に定める土葬期間の経過後に行うものとする。

- ② 通常の掘出しの結果、掘り出された死体が完全には無機物化しておらず、遺骨を収集することができないと墓地係員が判断した場合、別に受入先が請求されないときは、未腐食死体墓地への新たな土葬を行う。

③ 死体が無機物化している場合、掘り出された遺骨は、作業の日から30日が経過した後に共同納骨堂に委託する。ただし、家族又は利害関係人がこれと異なる処分をしたときは、この限りではない。

- ④ 通常の取出しは、市の行政当局が定める計画に従い、認許の更新がなされなかったときに行うものとする。

⑤ 通常の取出しの結果、死体が無機物化していない場合には、未腐食死体墓地への新たな土葬を行う。遺骨及び遺灰は、共同納骨堂に委託するものとする。

- ⑥ 掘出し及び取出しの作業は、現行の諸規定に従って公示するものとする。

⑦ 遺骨又は遺骸の受入先に関して家族が無関心なときは、市が一般的な方法で定める取

扱いへの同意があったものとみなす。

- ⑧ 本条前各項に定められた掘出し及び取出しに含まれない掘出し及び取出しの活動は、司法当局が行うものを除き、次の場合に、死者の最近親の親族の請求に基づき、その管理及び費用で行うものとする。
- 集合墓所又は個人墓所へのその後の収蔵
  - 市外の他の墓所への搬送
  - 遺灰の委託及び散布
- ⑨ 例外的な方法で、市が自己の管理及び（又は）費用でこれらの作業を行う権限は、変わらないものとする。
- ⑩ 棺の中に物品があった場合、その物品は、掘出し又は取出しの際に請求がなされたときは、家族に返還するものとする。請求のないときは、その物品は、関連手続のため、発掘物品に係る市事務所に寄託する。
- ⑪ 掘出し又は取出しの作業に公衆が立ち会うことは、禁止する。死者の最近親の親族のみが立ち会うことができる。権利保有者は、市の行政当局の事前の許可を得て、墓所に設置された墓碑、植木、写真、物品及び墓標を回収することができる。
- ⑫ 墓所が満期を迎えた場合であってとくに回収の請求のないときは、市は、安置所の処分権を取得し、そこに設置されたすべてのものは、誰に対してもなんらの補償をすることなく、行政当局の所有に属する。墓碑等が資格を有する市職員によって芸術的価値があると判断された場合、墓地事務所は、その目録を作成し、十分に保存を行う。
- ⑬～⑭ 〔省略〕

#### 第4章 私的墓所のための区画又は施設の認許

**第17条（家族墳墓）** ① 市は、墓地計画を尊重しつつ、余剰区画があるときは、申請の提出の順序に従い、自然人に対し、収蔵の方法による家族墳墓の設置のための区画を認許することができる。

- ② 市は、家族墳墓、又は公証手続を通じて市の行政機関の所有に属した既存の施設であつてこの条例の第24条に定めるものの設置のための区画を割り当てる権限を留保する。
- ③ 設置しうる施設の技術上の要件は、この条例の別表第一で定める。
- ④ 第14条に定める施設と同様に、家族墳墓の設置のための区画は、行政上の認許によって割り当てる。
- ⑤ 墓所の使用権は、墓所の種類を問わず、最大で2人まで、被認許者、配偶者、尊属、6親等までの卑属、6親等までの親族、被認許者と夫婦のように同居していた者、被認許者の同居者であつてミラノ市の民事連帯契約登録簿に登録されている者及び被認許者に対して特に貢献のあつた者の死体、遺骨、死体の変性現象によって腐敗を免れたもの、それと分かる人体の一部、中絶胎児又は受胎児、死産児又は胎児、遺灰の埋葬を目的とする。
- ⑥ 墓所の設置及び維持は、被認許者の負担とする。

- ⑦ 市はさらに、家族墳墓として使用を認許すべき施設を建築することができる。この場合、認許料金は、市参事会の特別な処分で定めるものとする。
- ⑧ 認許の発行は、関連料金の支払いに服する。
- ⑨ 〔省略〕
- ⑩ 認許は、このための契約により規律する。この契約の本質的な内容は、次に掲げる通りとする。
- 区画の種類及び同定情報
  - 被認許者の身元
  - 期限
  - 配置場所の数
  - 先に特定した使用権者の範囲内で、被認許者が有益と考える場合には、そこに配置されるべき死者の氏名
  - 法的及び経済的な義務
  - 失効及び撤回の条件
- ⑪ 被認許者の死亡の後には、法定相続人又は遺言による相続人が認許を有する。
- ⑫ 区画は、申請の提出の日から認許契約の締結の時点まで市内に居住することが明らかな者に対して割り当てることができる。
- ⑬ 区画は、ミラノ市の墓地に家族墳墓の設置のための認許をすでに受けた者に対しては割り当てることができない。
- ⑭～⑰ 〔省略〕
- ⑱ 家族墳墓に埋葬された死者は、遺骨への縮減、火葬、遺灰の寄託若しくは散布又は他のコムーネ若しくは他の墓所への移動のため、取り出すことができる。これを共同納骨堂及び共同遺灰庫に納めるよう請求することはできない。家族墳墓における当初の被認許者の死骸は、取り出されたときは、いかなる方法でもこれを移動させることができず、常に、再び安置所に配置しなければならない。
- ⑲ 家族墳墓の再建のための家族墳墓からの取出しは、被認許者又は認許に関して権利を有する者の請求に基づき、その管理及び費用で行うものとする。
- ⑳～㉑ 〔省略〕

**第18条 (家族墳墓の認許の期間)** ① 集合墓所の設置のための区画の認許は、期限付きとし、その期限は99年とする。

- ② 認許の開始日は、関連する契約の締結の日と一致する。
- ③ この条例の施行前になされた認許は、関連する認許契約により規律する。
- ④ 満期となった認許は、一度だけ更新することができる。更新期間は、当初の期間と等しいものとする。更新される認許の料金は、更新の時点で有効な料金とする。
- ⑤ 不定期の認許は、第19条の適用を除いて、その永続性を維持する。永続的な拘束力の放棄は、いつでも請求することができる。この請求は、被認許者又は権利保有者の選択に従い、永続的な認許の99年間の認許への転換又は当初の認許の放棄をもたらす。

**第19条（家族墳墓及びその建設のための区画の認許の失効及び撤回）** ① 家族墳墓に関して、認許は、次に掲げる場合に失効する。

- ・その開始の日から1年以内に、墓碑を含めて墳墓の計画の提出がない場合。ただし、重大な事由又は予見できない客観的困難を理由とする請求があるときは、猶予する。
  - ・その開始の日から3年以内に、墓碑を含めて家族墳墓が建設されない場合。ただし、重大な事由又は予見できない客観的困難を理由とする請求があるときは、猶予する。
  - ・墓所に配置されるすべての死体が一時的ではなく移動させられ、墳墓が完全に空になった場合
- ② 次に掲げる場合には、認許の失効の処分を行うことができる。
- ・墓所の維持に関する義務の不履行
  - ・墓所の放置
  - ・一時的な除去の後に墓碑が再び設置されない場合
  - ・認許契約、現行規範、諸規定又は市の行政当局の決定が定めるその他のあらゆる義務が十分に履行されない場合
  - ・提出された計画に墓碑等が適合していない場合
  - ・権利を有しない者を埋葬した場合
  - ・所定の期間内に認許の対価が支払われない場合、又は分割払いの場合には一度の支払いがなされない場合
- ③ 認許の失効の処分は、関連する処分の開始から最大で180日の期間内に行わなければならない。この処分に関する文書の通知に関しては、民法典第137条以下の諸規定を適用する。住所、居住地及び所在地が知れない者の場合には、通知は、市の掲示板及び墓地内の適当な情報提供空間への公示を通じて行う。
- ④ 認許の撤回は、現行規範によって規律する。

**第20条（収蔵施設の認許の失効及び撤回）** ① 収蔵施設に関して、認許は、次に掲げる場合に失効する。

- ・墓所に配置されるすべての死体が一時的ではなく移動させられ、施設が完全に空になった場合
  - ・生前に施設を割り当てられた死者が収蔵されない場合
- ② 次に掲げる場合には、認許の失効の処分を行うことができる。
- ・施設の維持に関する義務の不履行
  - ・施設の放置
  - ・一時的な除去の後に閉鎖板が再び設置されない場合
  - ・所定の一時的な期間内に碑銘が刻まれない場合又は提出された請求にこれが適合していない場合
  - ・認許契約、現行規範、諸規定又は市の行政当局の決定が定めるその他のあらゆる義務が十分に履行されない場合
  - ・所定の期間内に認許の対価が支払われない場合、又は分割払いの場合には一度の支払

いがなされない場合

- ③ 認許の撤回は、現行規範によって規律する。

**第21条 (消滅)** 認許は、更新がなされた場合及び現行規範が定める場合を除き、認許行為に定める期間の経過によって消滅する。

**第22条 (放棄)** 〔省略〕

**第23条 (認許が失効し、撤回され、消滅し、放棄された墓所に収蔵された死者)** 失効、撤回、放棄及び消滅の場合、当該墳墓にまだ存在している死者を他の墓所に配置する旨の明示的な請求がないときは、棺は、10年墓地又は未腐食死体墓地に土葬するものとする。遺骨及び遺灰は、共同納骨堂又は共同遺灰庫に納めるものとする。

**第24条 (市による区画及び施設の取得)** ① 公有財産が問題となるときは、墓地区画及び墓地空間は、譲渡することができず、時効によって取得することができず、放棄することができない。市に属するこれらの財産の所有権は、時効によって消滅することがない。公有性という特質は、その従物 (pertinenza) 及び地役権 (servitù) に及ぶ。

② 先に定めるところから、墓地区画及び墓地空間は、私人の間での譲渡又はその他のあらゆる占有物権 (diritto reale di godimento) の移転の対象にならない。

③ 認許の失効、撤回、消滅又は放棄の場合、区画並びに認許に対応して設置された施設及び収蔵のための施設は、市の所有に属し、市は、被認許者によって設置されたあらゆる墓碑等の所有者となる。被認許者は、いかなる要求又は権利も主張することができない。

**第25条 (家族墳墓の用途)** ① 市の所有に属するに至った家族墳墓は、現在の事実上及び法上の状態のまま、新たに認許することができる。市の行政当局は、その都度、当該施設の認許の方法及び対価を定める。対価は、その占める面積及び現状における当該施設の価値に応じて決定するものとする。

② 家族墳墓にまだ存在する死者の受入先は、第23条に定めるところに従い、市の行政当局が決定するものとする。

## 第5章 一般的規則及び墓地における行動規則

**第26条 (墓地の開園時間及び公衆に示される文書)** ① 墓地の開園及び閉園の時刻は、市長が定め、墓地の入口に掲示し、市の行政当局がより適当と考える通信手段によって公衆に示す。

② 市の行政当局は、重大な事由又は公衆の安全の保護を理由として、公衆に対し、墓地の全部又は一部の区域への立入りを禁止することができる。

③ 同様に、この章に定める、墓地内部で遵守されるべき行動規則の標題を有する規則の抜粋も、公衆に対して、墓地の入口に掲示する。

④ 掘出しに服する墓所の一覧及び認許が満期となった施設又は満期となる施設が存する区画の一覧は、墓地の事務所に保管し、事務所が閉まっている時間においても見ることのできる場所に掲出する。掘出しに関する掲示は、あらゆる効力の点で、利害関係人に

に対する上記の死体取扱作業の日付の通知という効力を有する。同様に、満期となった施設又は満期となる施設が存する区画の一覧という標題を有する掲示は、取出しの活動が行われる日付を利害関係人に通知するという効力を有する。掲示にはさらに、これに続く義務を履行させるという目的で、市民が上記の情報を取得するために自主的に行動しなければならない期限を示す。

⑤～⑦ 〔省略〕

**第27条 (乗り物を用いた通行)** 〔省略〕

**第28条 (行動規則)** 〔省略〕

**第29条 (供物、花及び装飾樹)** 〔省略〕

**第30条 (墓地で作業することを認められた会社)** 〔省略〕

**第31条 (墓地における作業)** 〔省略〕

## 第6章 最終規定

**第32条 (通知の宛先及び戸籍上の変更)** ① 家族墳墓及び取蔵のための施設に関する通知は、常に、関連する被認許者を宛先とするものとする。被認許者が死亡したときは、権利保有者は、権利保有者の名でかつ権利保有者のために行為する受取人 (referente) を指定し、これを市に通知する義務を負う。

② 被認許者、10年墓地に埋葬された死者の家族及び先に定めた通知の受取人は、適宜、書面で、認許契約の締結の後又は埋葬の後に生じた戸籍上の変更を通知する義務を負う。

③ 市の行政当局は、受取人の指定の通知がなかったこと又は上に定める戸籍上の変更が通知されなかったことに関連するあらゆる責任を免除される。

**第33条 (行政上の制裁)** 〔省略〕

**第34条 (経過規範)** ① この条例は、市議会の承認の議決の執行日から60日目から施行する。この条例は、以前効力を有していた条例のすべての規定及びこれに反するすべての処分を廃止する。

② 諸規定は、その施行以前になされた認許及び形成された諸関係にも適用する。ただし、以前に効力を有していた行為又は条例を尊重して、然るべき証明がなされた旧来の諸権利は、これを承認する。

③ この条例が定めていない事項についてはすべて、現行の国及び州の諸規範、とりわけ1990年共和国大統領令第285号で承認された国の死体取扱規則、2001年法律第130号、2009年ロンバルディア州法律第33号、2004年ロンバルディア州規則第6号及びその後の改正規定、2003年共和国大統領令第254号並びに関連する現行のすべての通達を参照する。

**別表第一 技術上の諸規範** 〔省略〕

**別表第二 違反行為の一覧** 〔省略〕

- \* 本稿は、平成26年度科学研究費助成事業・基盤研究 (C)「墓地提供という公役務と信教の自由—公役務を通じた自由実現モデルの考察」(課題番号: 26380039) の研究成果の一部である。